

名古屋市公報	平成30年 6月27日 第1263号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
告 示		
○ 平成30年度地籍調査実施について	(緑土・道路利活用課) (第400号)	3
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課) (第401号)	4
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第402号)	5
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第403号)	7
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第404号)	9
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第405号)	11
○ 名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(住都・市街地整備課) (第406号)	13
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第407号)	14
達		
○ 名古屋市自殺対策推進本部規程の一部改正	(健福・総務課) (第43号)	17
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正	(第16号)	18
○ 名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の一部改正	(第17号)	20
監 査 公 表		
○ 平成30年監査公表	(第4号)	23
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	86
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	92
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	96

達 の あ ら ま し

○ 名古屋市自殺対策推進本部規程の一部を改正する規程（第43号）

1 改正内容

推進本部の幹事を変更します。（別表関係）

2 施行期日

発布の日から施行します。

名古屋市告示第 400号

平成30年度地籍調査実施について

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6条の 4第 1項の規定に基づき、平成30年度地籍調査事業を次のように実施します。

平成30年 6月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 事業計画が定められた年月日

平成30年 4月 1日

2 調査を実施する者の名称

名古屋市

3 調査地域

白水・千鳥Ⅱ

（名古屋市南区要町、丹後通、鶴見通、鳴浜町、松下町及び三吉町の各一部）

4 調査期間

平成30年 6月18日から平成31年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

名古屋市告示第 401 号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第75条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第73条第 2 項の規定により公告します。

また、同法第75条の 2 第 4 項において準用する同法第73条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成30年 6 月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

みどりヶ丘萩ヶ丘建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区ほら貝一丁目 190 番	平成30年 5 月16日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 402号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を解除します。

平成30年 6月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成28年名古屋市告示第 253号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類（土壤溶出量基準）

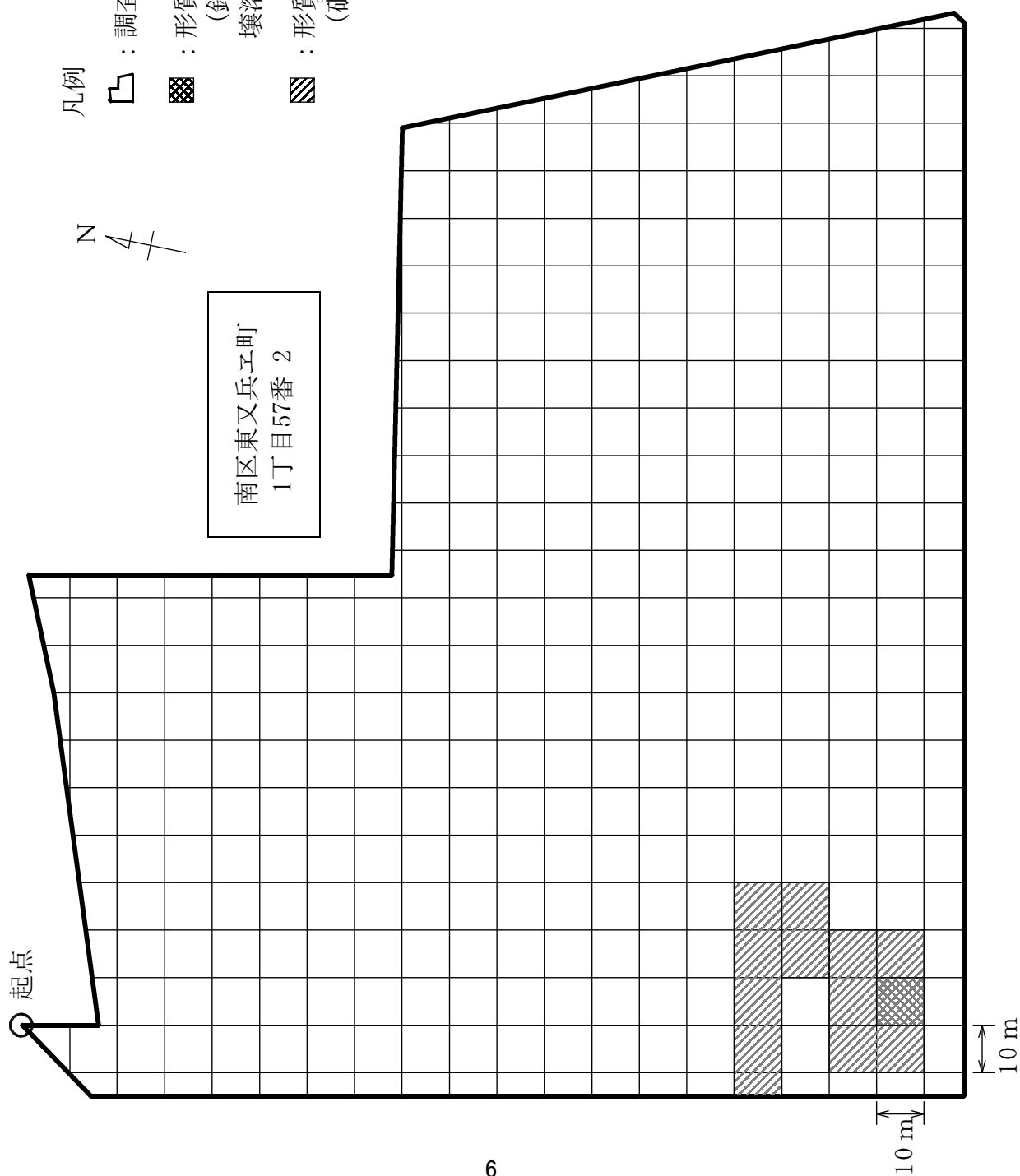
鉛及びその化合物（以下単に「鉛」という。）

砒^ひ素及びその化合物（以下単に「砒^ひ素」という。）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



名古屋市告示第 403号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年 6月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

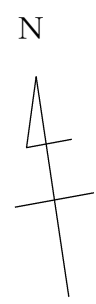
名古屋市東区矢田二丁目1501番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

東区矢田二丁目



起点

1502番

1501番

10m

10m

凡例

 : 調査対象地

--- : 筆の境界

 : 形質変更時届出管理区域（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 404号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形 質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年 6月20日

名古屋市長 河 村 た か し

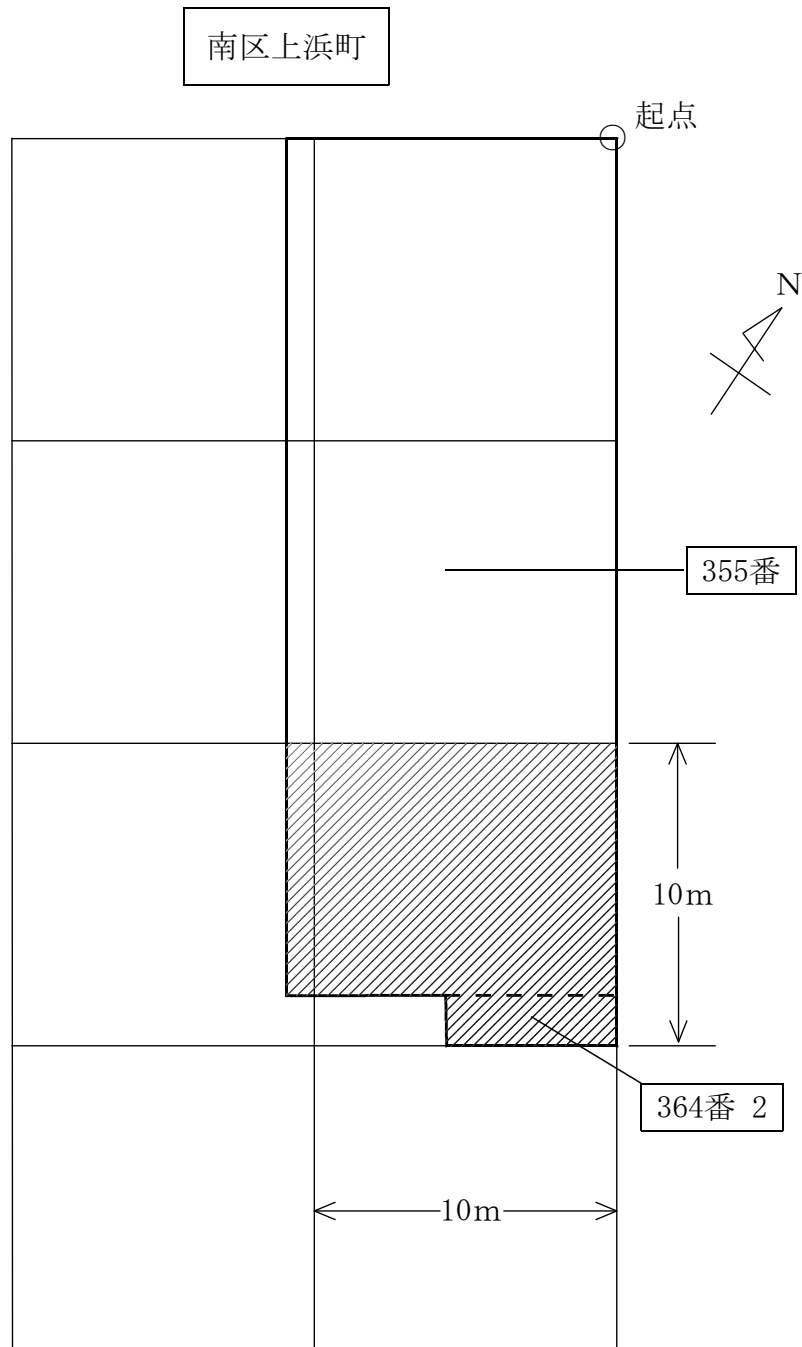
1 指定する区域

名古屋市南区上浜町 355番の一部及び 364番 2の全部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- : 調査対象地 - - - : 筆の境界
- ▨ : 形質変更時届出管理区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 405号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 4項の規定に基づき、措置管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年 6月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成29年名古屋市告示第 588号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

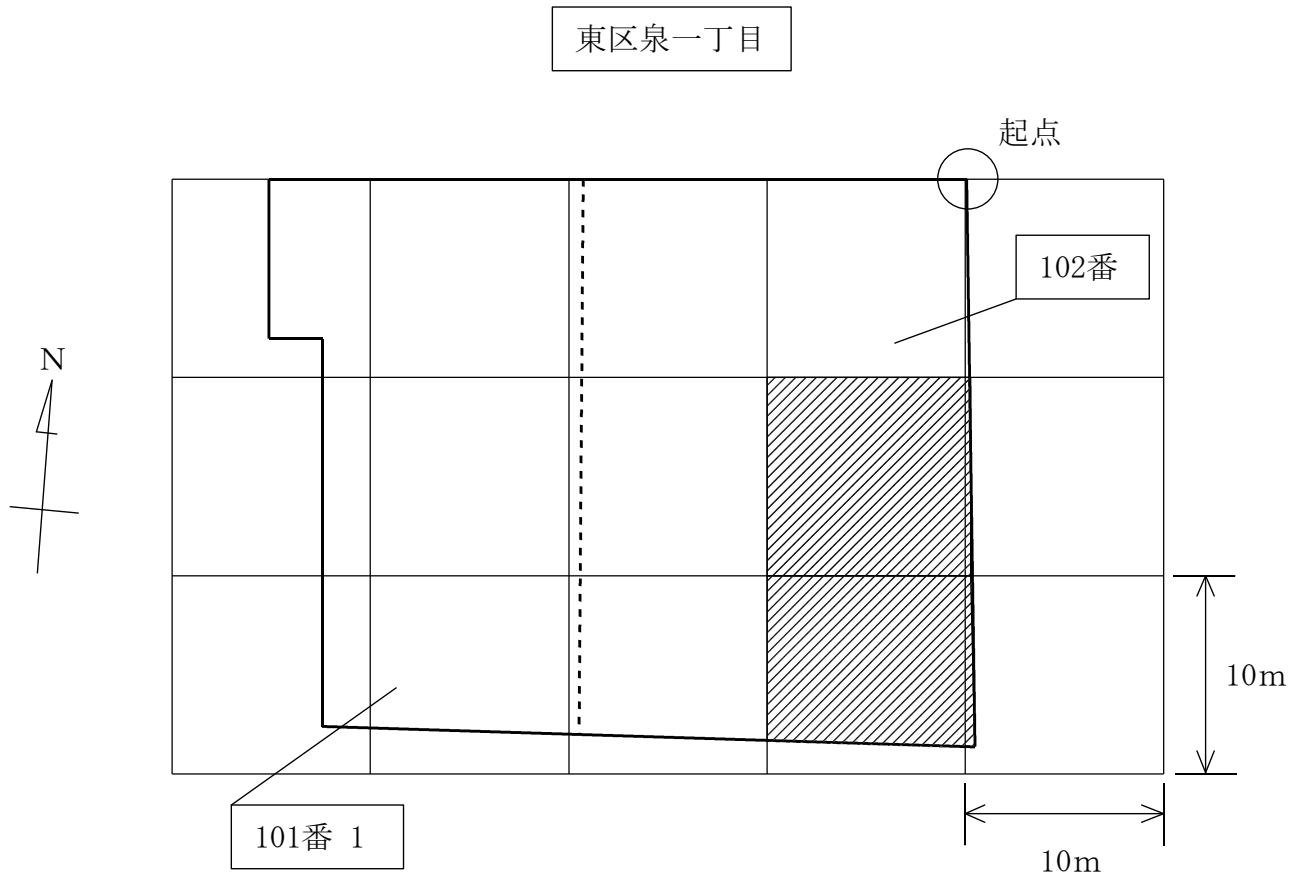
2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3 当該措置管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- : 調査対象地 - - - - - : 筆の境界
- ▨ : 措置管理区域の指定を解除する区域（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 406号

名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市緑笹塚土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成30年 6月21日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
村 川 豊 富	名古屋市緑区元徳重一丁目 601番地
深 川 和 雄	名古屋市緑区徳重四丁目1310番地
堀 田 克 彦	名古屋市緑区徳重二丁目 306番地
吉 田 寛	名古屋市昭和区楽園町83番地の 1 楽園マンションA棟 202号
深 川 鋭 治	名古屋市緑区徳重五丁目1310番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第407号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成30年6月22日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成30年6月22日

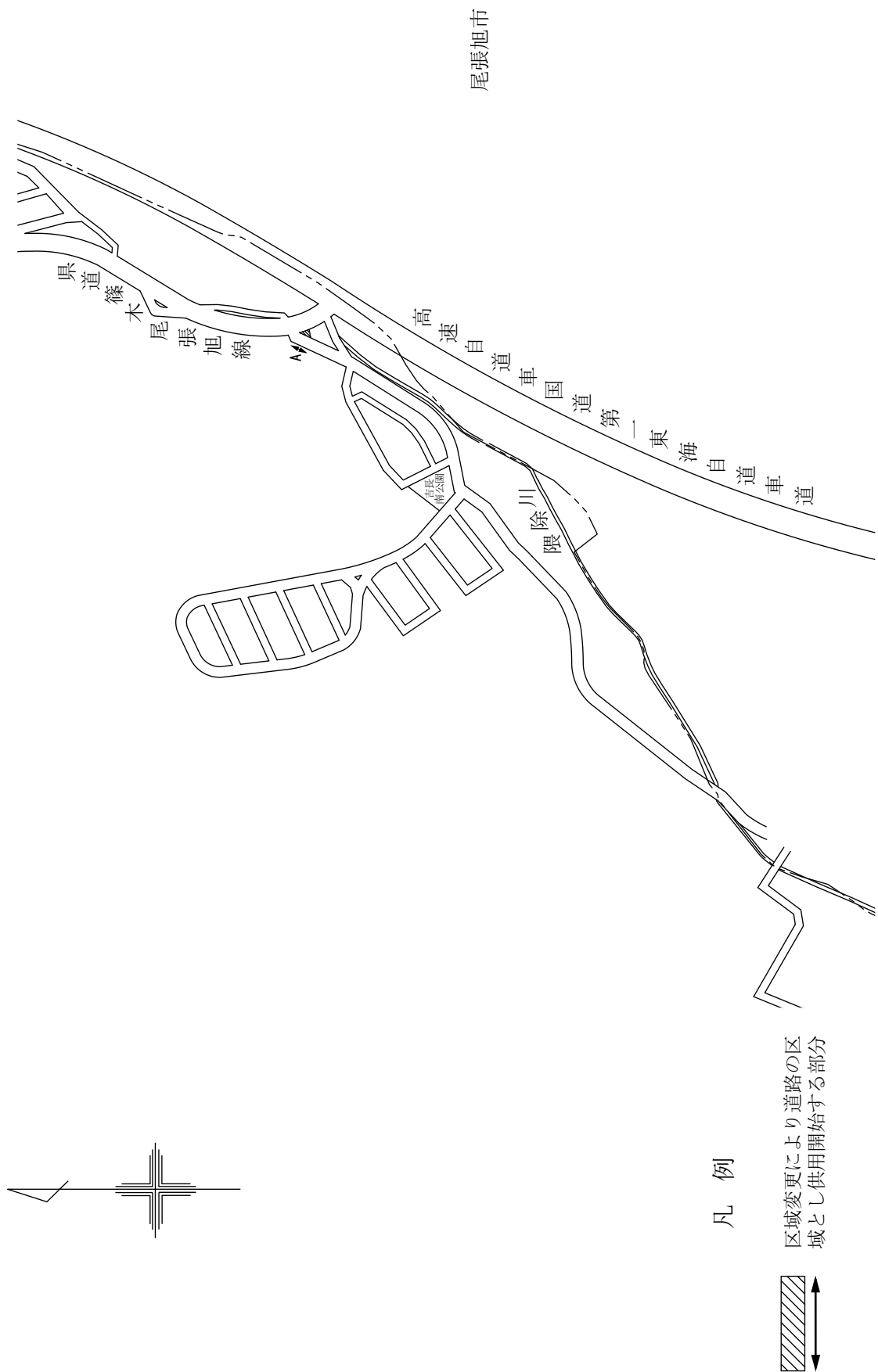
名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

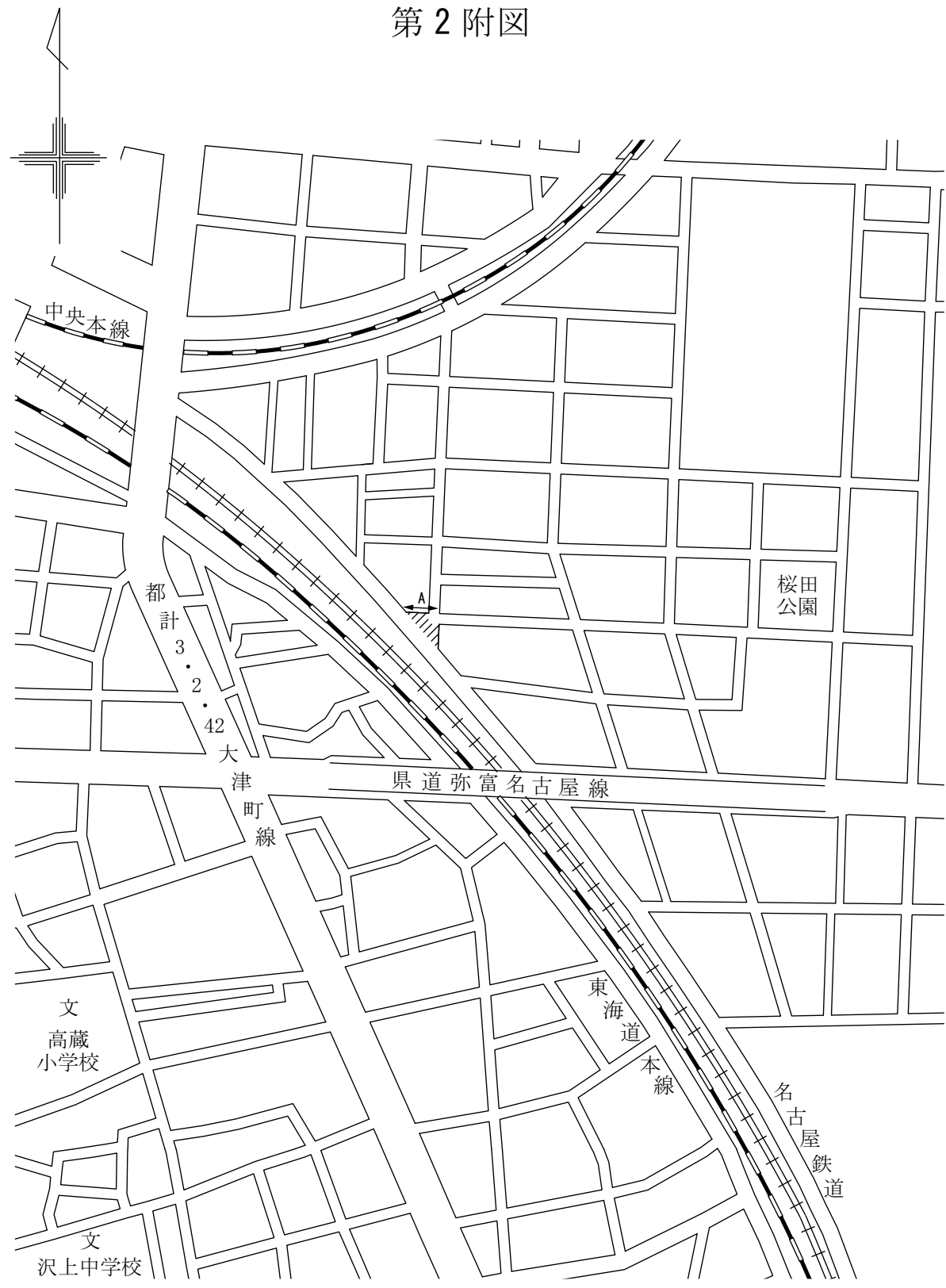
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	長廻間線	名古屋市守山区大森北二丁目1301番地先から	前	0.005	6.77	第 1 図
			名古屋市守山区大森北二丁目1301番地先まで	後	0.005	6.77	交差部の拡幅
	A	波寄町第8号線	名古屋市熱田区波寄町2008番地先から	前	0.020	4.00	第 2 図
			名古屋市熱田区波寄町2008番地先まで	後	0.020	4.00	交差部の拡幅

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

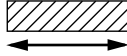
第1 附図



第 2 附図



凡 例

 区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

名古屋市達第43号

庁 中 一 般

名古屋市自殺対策推進本部規程（平成19年名古屋市達第47号）の一部を次のように改正する。

平成30年 6月22日

名古屋市長 河 村 た か し

別表中

「
| 〃 | 市民経済局産業部産業労働課長 | を
」
「
| 〃 | 市民経済局産業部主幹（労働企画） | に
」

改める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第16号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月22日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

別表第4 事業執行関係の表中

「

10の7	お客さまサービス 向上施策の総括に 関すること。（経営本 部長）		
10の8		お客さまサービス 向上施策の企画及び 立案に關すること。 （企画経理部長）	
10の9			お客さまサービス 向上施策の実施に關 すること。（企画経 理部広報サービス課 長）

」

を

「

10の7	お客さまサービス 向上施策の総括に關 すること。（経営本	お客さまサービス 向上施策の企画及び 立案に關すること。	お客さまサービス 向上施策の実施に關 すること。（企画経
------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

	部長)	(企画経理部長)	理部広報サービス課 長 (以下「広報サー ビス課長」という。)
10の8			アメンボデザイン 等の使用の承諾に関 すること。(広報サ ービス課長)
10の9	削除		

」

に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第17号

名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

平成30年 6 月22日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第3条第1項中「2日以上の間であった者」の次に「（本市の嘱託員を除く。）」を加え、「再び」を削る。

第16条の2中「育児時間休暇」の次に「、病気休暇」を加える。

第17条の13を第17条の14とし、第17条の8から第17条の12までを1条ずつ繰り下げ、第17条の7の次に次の1条を加える。

（病気休暇）

第17条の8 病気休暇は、公務外の傷病の療養のため勤務することができない場合に与えるものとし、当該休暇の日数は、年度を通じて10日以内とする。

2 職員が前項の規定に基づき病気休暇を利用しようとするときは、第4号の6の2様式の病気休暇簿により、前日までに所属長に申請し、その承認を得なければならない。

3 病気休暇を利用した日は、給与を支給しない。

第4号の6様式の次に次の1様式を加える。

病気休暇簿

年 月 日から 年 月 日まで			(所属名)		(職員番号)		(氏名)		
日 数			日						
承 認 印			整理 者印	本人 印	期 間			計	備 考
					月 日 から 月 日 まで		日		
					月 日 から 月 日 まで		日		
					月 日 から 月 日 まで		日		
					月 日 から 月 日 まで		日		
					月 日 から 月 日 まで		日		
					月 日 から 月 日 まで		日		
					月 日 から 月 日 まで		日		
					月 日 から 月 日 まで		日		
					月 日 から 月 日 まで		日		
					月 日 から 月 日 まで		日		
					月 日 から 月 日 まで		日		
					月 日 から 月 日 まで		日		

第4号の7様式及び第4号の8様式中「第17条の8」を「第17条の9」に改める。

第4号の9様式及び第4号の9の2様式中「第17条の9」を「第17条の10」に改める。

第4号の10様式中「第17条の10」を「第17条の11」に改める。

第4号の11様式中「第17条の11」を「第17条の12」に改める。

第4号の12様式中「第17条の12」を「第17条の13」に改める。

第4号の13様式中「第17条の13」を「第17条の14」に改める。

第5号様式注第2項中「㊦：育児時間休暇を利用した日」を「㊦：育児時間
㊧：病気休暇
休暇を利用した日
を利用した日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の規定に基づき調製されている用紙でなお残量のあるものは、改正後規程の規定にかかわらず、当分の間、改正後規程の様式の要件を満たすように修正して使用することができる。

平成30年監査公表第4号

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定に基づき全局区室、同条第5項に基づき区役所並びに同条第5項及び第7項の規定に基づき公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団、公益財団法人名古屋市文化振興事業団、一般社団法人名古屋市医師会及び関係する所管局の事務について監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、監査の結果に関する報告を提出します。

平成30年6月19日

名古屋市監査委員	福田 誠 治
同	丹 羽 ひろし
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

監 査 種 別 行政監査及び随時監査

監 査 対 象 全局区室

監 査 期 間 平成28年 9月 1日から
平成30年 6月12日まで

監査の趣旨とテーマ

第1 監査の趣旨

定期監査を通じて確認された指摘事項等について、各局区室の実態を比較し課題等を抽出することを目的に横断的な視点から特定のテーマを選定して監査を実施した。

第2 監査のテーマ

本市が所管する施設（以下「市施設」という。）では、施設利用者の便宜を図るなどのため、一般に市民利用のための自動車用駐車場（以下「駐車場」という。）が設置されている。これらの駐車場については、当該施設所管局区室が管理しているが、市全体の駐車場を統括し管理する部署がないため、全体像を把握できない状況にある。

このような駐車場については、市施設の形態や立地等によって、管理台数、設置場所、利用状況等は異なるが、各施設共通の問題点や課題を有していると考えられる。

そこで、市が所管する全ての駐車場について、設置場所は適切で安心・安全で快適な利用ができるか、場内におけるトラブルは発生していないか、利用状況はどのようになっているか、本市の方針等に従い有料化しているかなどの状況を調査するとともに、各局区室の実態を比較し課題等を抽出することが必要であると考えたことから、「市施設の駐車場の管理状況について」をテーマとして、各局区室を横断して監査を実施することとした。なお、実施にあたっては、以下を主な着眼点とした。

- 1 市施設の駐車場の管理は、適正に行われているか。
- 2 市施設の駐車場は、市民が利用しやすい駐車場となっているか。
- 3 市施設の駐車場について、有効活用の取り組みは進んでいるか。

監査の実施方法

市施設について、駐車場の有無、駐車場台数、駐車場の管理方法、駐車場使用料の有無等について、各局区室に回答を依頼した。この回答に基づき、市施設の駐車場について全体像を把握し、抽出した 131施設の駐車場について、特に安全面の確認等に重点をおいて実地検査を行った。

今回の実地検査では、16区内の同種の施設における駐車場を横並びに比較・検証するため、16区内の区役所、保健所、文化小劇場、図書館、生涯学習センター（上汐田教育集会所を除く。）、区役所支所、保健所分室、地区会館を全て実地検査の対象とした。なお、環境事業所、土木事務所、消防署等は、駐車場台数が少ないため、一部の施設を除き実地検査の対象から外した。また、上記以外の各局所管の駐車場については、駐車場台数、設置箇所数、管理実態などを考慮した上で施設を抽出し、監査の対象としている。

駐車場が設置されている市施設（以下「駐車場設置施設」という。）及び実地検査の対象施設は、第 1表のとおりである。

なお、会計室、市長室、市会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局は対象となる市施設がなかった。

第1表 駐車場設置施設数等の局区別の状況

(平成28年 4月 1日現在)

局区	調査対象 施設数	駐車場設 置施設数	実地検査の対象施設
防災危機管理局	施設 1	施設 0	
総務局	4	4	市役所、中土木事務所
財政局	6	6	金山市税事務所
市民経済局	21	10	工業研究所
観光文化交流局	37	24	文化小劇場15、市民ギャラリー矢田
環境局	38	30	大江破碎工場、香流橋地域センター
健康福祉局	49	40	厚生院、障害者スポーツセンター、精神保健福祉センター、 名楽福祉会館、総合社会福祉会館
子ども青少年局	141	31	児童福祉センター、西部地域療育センター
住宅都市局	270	268	名古屋都市センター、猪子石荘、天神下荘
緑政土木局	117	103	徳川園、猪高緑地、港土木事務所
千種区	15	14	区役所、保健所
東区	10	10	区役所、保健所
北区	21	18	区役所、保健所、楠支所、保健所楠分室、楠地区会館
西区	23	21	区役所、保健所、山田支所、保健所山田分室、山田地区会館
中村区	17	14	区役所、保健所
中区	3	3	区役所、保健所
昭和区	11	11	区役所、保健所
瑞穂区	11	11	区役所、保健所
熱田区	9	8	区役所、保健所
中川区	24	23	区役所、保健所、生涯学習センター、富田支所、保健所富田 分室、富田地区会館
港区	25	23	区役所、保健所、生涯学習センター、南陽支所、保健所南陽 分室、南陽地区会館
南区	21	20	区役所、保健所、生涯学習センター
守山区	18	18	区役所、保健所、志段味支所、保健所志段味分室、志段味地 区会館
緑区	30	27	区役所、保健所、生涯学習センター、徳重支所、保健所徳重 分室、徳重地区会館
名東区	21	21	区役所、保健所
天白区	18	15	区役所、保健所、生涯学習センター
教育委員会	509	83	生涯学習センター11、図書館21、東スポーツセンター、香流橋 プール、上社レクリエーションルーム
消防局	68	18	中消防署
上下水道局	24	17	水の歴史資料館
交通局	98	12	猪高営業所
病院局	3	3	東部医療センター、西部医療センター、緑市民病院
合計	1,663	906	131

(注 1) 表中の調査対象施設数および駐車場設置施設数は、延べ数となっている。

(注 2) 表中の駐車場とは、職員が公用で利用する駐車場を除く市民が利用するための自動車駐車場をさす。

(注 3) 路外駐車場(大須駐車場、久屋駐車場等)及び駐車場を設置していない公園施設等は除外している。

(注 4) 実地検査の対象である昭和文化的劇場は、平成28年12月に開館しているため、調査対象施設数等にはカウントされていない。

監査の結果

第1 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘事項

(1) 駐車場の管理が適正でないもの

駐車場の危険箇所についてなど 9項目

(2) 市民が利用しやすい駐車場となっていないもの

駐車場における案内の不備についてなど 6項目

(3) 駐車場を有効に活用していないもの

守山区役所における第2駐車場のあり方についてなど 2項目

2 意見

(1) 駐車場における維持・管理の徹底について

(2) 公園駐車場の適正利用に係る取り組みの推進について

(3) 本市が管理する複合施設における共用駐車場の使用料のあり方について

(4) 市営住宅における駐車場の有効活用について

第2 指 摘 事 項

1 駐車場の管理が適正でないもの

(1) 駐車場の危険箇所について

実地検査において駐車場の管理状況を確認したところ、一部の駐車場において、以下のように駐車場に危険箇所がある事例が見受けられた。

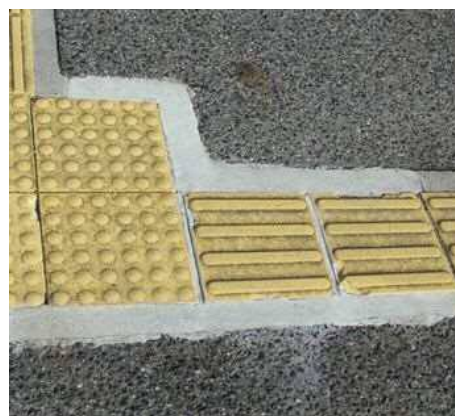
ア 点字ブロック（6か所）が固定されていないもの

(写真①) 千種生涯学習センター 駐車場

(実地検査時)



(措置後)



イ 駐車場出入口付近の路面が陥没しているもの

(写真②) 名東区役所 区役所総合庁舎北東側（中段）駐車場

(実地検査時)



(措置後)



ウ 駐車場通路部分の路面が陥没しているもの

(写真③) 緑生涯学習センター 駐車場

(実地検査時)



(措置後)



エ 駐車場に脚立等の備品が置かれているもの

(写真④) 東区役所 地下駐車場

(実地検査時)



(措置後)



オ 駐車スペース横にコンクリートの塊が置かれているもの

(写真⑤) 緑市民病院 院内駐車場

(実地検査時)



(措置後)



カ 駐車場通路部分のマンホール周りのコンクリートが破損しているもの

(写真⑥) 工業研究所 南側駐車場

(実地検査時)



(措置後)



キ 駐車スペースの車止めが固定されていないもの

・ 南文化小劇場・南図書館 第1駐車場 (写真⑦)

・ 緑市民病院 東駐車場 (写真⑧)

(写真⑦) 南文化小劇場・南図書館 第1駐車場



(写真⑧) 緑市民病院 東駐車場



- ・ 港文化小劇場 駐車場
- ・ 瑞穂文化小劇場・瑞穂図書館 駐車場
- ・ 中川生涯学習センター 駐車場
- ・ 香流橋地域センター・香流橋プール 第1駐車場

市民経済局、観光文化交流局、環境局、東区、中川区、名東区、緑区、教育委員会及び病院局にあつては、危険箇所で事故が発生することなどを未然に防止するため、駐車場における危険箇所について修繕を行うなど、駐車場の安全性を確保する対応を図られたい。また、観光文化交流局、教育委員会及び病院局にあつては、各施設を管理する指定管理者を指導されたい。

なお、実地検査後、千種生涯学習センター、名東区役所、緑生涯学習センター、東区役所、緑市民病院（オに関する部分）、工業研究所、瑞穂文化小劇場・瑞穂図書館及び中川生涯学習センターについては、危険箇所を修繕するなど、必要な措置が講じられた。

(2) 駐車場における駐車スペースの区画線について

実地検査において駐車場の管理状況を確認したところ、一部の駐車場において、写真⑨、写真⑩のとおり、駐車スペースの区画線が消えている事例が見受けられた。

(写真⑨) 富田支所 駐車場



(写真⑩) 工業研究所 南側駐車場

(実地検査時)



(措置後)



市民経済局及び中川区にあっては、駐車場スペースを効率的に利用等するため、区画線の整備を図られたい。

なお、実地検査後、工業研究所については、区画線を整備することにより、必要な措置が講じられた。

(3) 利用時間外の駐車場の管理について

実地検査において駐車場の管理状況を確認したところ、西保健所山田分室、南生涯学習センターの駐車場において、原則、利用時間外においても出入口を施錠等することなく、開放しているとのことであった。また、瑞穂保健所の施設内に設置されている駐車場については、月曜日から木曜日の利用時間外において、出入口を施錠することなく、開放しているとのことであった。

西区、瑞穂区及び南区にあっては、管理責任上、不適切な利用を防止する必要があるため、出入口を施錠するなど、管理を適正に行われたい。

なお、実地検査後、西保健所山田分室、瑞穂保健所及び南生涯学習センターについては、利用時間外においても出入口を施錠等することとし、必要な措置が講じられた。

(4) 非駐車スペース等に係る管理について

名東区役所の社会福祉事務所北側駐車場では、出入口から右(西)に直進して突き当たった場所に区画された駐車スペースに自動車(以下「車」という。)が

駐車した場合、周りの駐車スペースにおける車の入出が困難になるため、写真⑪のとおり、その駐車スペースに、一時的に柵を置いているとのことであったが、駐車場として利用することが難しいのであれば、区画線を消して駐車スペースとしない等、恒久的に利用できない方策を考えるべきである。

また、区役所総合庁舎北東側（中段）の駐車場において、写真⑫、⑬のとおり、軽自動車専用の駐車スペースが設置されていたが、「軽自動車専用」の表示はなく、実際に軽自動車が駐車している駐車スペースを確認すると、軽自動車でもスペースをオーバーしている状況が見受けられた。

名東区にあっては、非駐車スペース及び軽自動車専用の駐車スペースについて、今後の利用方法を検討し対応を図られたい。

（写真⑪） 名東区役所 社会福祉事務所北側駐車場



（写真⑫） 名東区役所総合庁舎北東側（中段）駐車場



(写真⑬) 名東区役所総合庁舎北東側（中段）駐車場



(5) 駐車場における駐輪場スペースの管理について

港保健所の駐車場では、駐車スペース 1台分を駐輪場のスペースとして定めているとのことであったが、写真⑭のとおり、このスペースは軽自動車専用と表示されていて、駐輪場である表示等は見受けられなかった。また、写真⑮のとおり、駐車スペースの後方に公用自転車が数台、置かれている状況にあった。

港区にあっては、現状の管理方法では、自転車と車、双方が傷つく恐れがあるため、駐輪場について専用表示を行うなど、駐車場を適正に管理する方策を検討し対応を図られたい。

(写真⑭) 港保健所 駐車場



(写真⑮) 港保健所 駐車場



(6) 駐車場利用時間に係る管理について

北生涯学習センター駐車場の案内板に表示されている駐車場利用時間は、写真⑮のとおり、(月曜日～土曜日 8:45～21:00) 等となっており、名古屋市生涯学習センター条例施行規則（以下「規則」という。）(月曜日～土曜 8:45～21:05) 等と異なる時間となっていた。

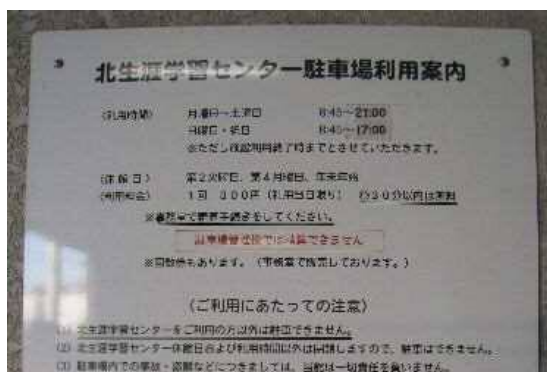
この件について確認したところ、案内板の利用時間を修正して(月曜日～土曜日 8:45～21:00) 等と表示しているが、規則に基づいて運用しているとのことであった。

教育委員会にあつては、案内板の表示を規則に基づく利用時間に修正するよう指定管理者を指導されたい。

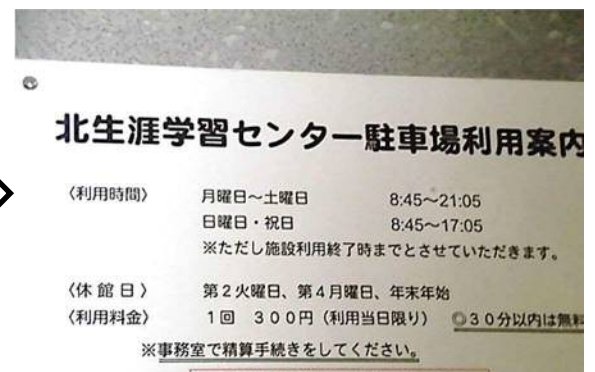
なお、実地検査後、北生涯学習センターについては、案内板を修正することにより、必要な措置が講じられた。

(写真⑯) 北生涯学習センター 駐車場案内

(実地検査時)



(措置後)



駐車場利用時間の状況

	案内板の利用時間	規則の利用時間
月曜日～土曜日	8:45～21:00	8:45～21:05
日曜日・祝日	8:45～17:00	8:45～17:05

(7) 不備がある駐車スペース等の管理について

瑞穂区役所における地下駐車場では、車止めが破損した場合に、危険防止のため、駐車場後方に注意喚起の案内をしているとのことであったが、写真⑰のとおり、破損している駐車場に案内が貼られていない状況が見受けられた。

瑞穂区にあっては、危険箇所で事故が発生することなどを未然に防止するため、車止めが破損している駐車スペースには注意喚起の案内を貼るとともに、車止めについて修繕を行うなど、駐車場の安全性を確保する対応を図られたい。

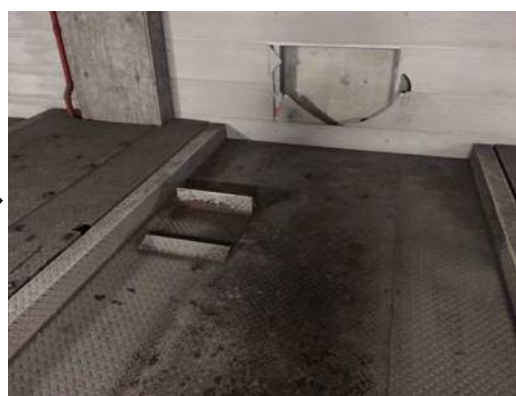
なお、実地検査後、瑞穂区については、車止めが破損している駐車スペースには注意喚起の案内を貼ることとし、車止めについては修繕を行うことにより、必要な措置が講じられた。

(写真⑰) 瑞穂区役所 地下駐車場

(実地検査時)



(措置後)



(8) 複合施設における第 2駐車場の管理について

香流橋地域センター及び香流橋プールからなる複合施設の共用駐車場である第 2 駐車場の案内板では、写真⑱のとおり、利用開始の時間が午前 9 時 30 分からとなっているが、終わりの時間が定められておらず、それ以降は出入口を施錠し

ますと表示されていた。

この件について確認したところ、この駐車場は、河川敷利用団体も利用することから、利用時間を定めることなく、常時、開放しているとのことであった。

環境局及び教育委員会にあつては、案内板に表示されている運用方法と実際の運用状況に相違があるため、調整の上、整合性がとれるように対応を図られたい。

(写真⑱) 香流橋地域センター・香流橋プール 第2駐車場案内



(9) ホームページにおける駐車場の案内について

緑市民病院を運営している指定管理者が作成したホームページによると、緑市民病院には、約 200 台の駐車スペースが設置されている等の情報が表示されていたため、実地検査において駐車場の管理状況を確認したところ、100 台程度の駐車スペースしか確認ができなかった。

この理由について確認したところ、以前は約 200 台の駐車スペースが設置されていたが、徐々に、駐車場台数を減らして、現在では、約 100 台の駐車スペースが設置されているとのことであった。

病院局にあつては、駐車場利用者に正確な情報を伝えることが必要であるため、指定管理者にホームページの修正を求めるとともに、ホームページを適正に運用するよう指導されたい。

なお、実地検査後、緑市民病院については、ホームページを修正することなどにより、必要な措置が講じられた。

2 市民が利用しやすい駐車場となっていないもの

(1) 駐車場における案内の不備について

実地検査において駐車場の管理状況を確認したところ、一部の駐車場において、以下のとおり、必要事項等が表示されている案内板等に不備がある事例が見受けられた。

ア 駐車場使用料、手続方法、免除事項、車いす使用者用駐車場等が表示されている案内の大部分または一部について判読できないもの

- ・ 中村文化小劇場・中村図書館 駐車場案内（写真⑱）
- ・ 中川区役所 駐車場案内（写真⑳）

（写真⑱） 中村文化小劇場・中村図書館 駐車場案内



（写真⑳） 中川区役所 駐車場案内

（実地検査時）

（措置後）



- ・ 北文化小劇場・北図書館 駐車場案内
- ・ 南陽図書館 駐車場案内
- ・ 名東図書館 駐車場案内

- ・ 緑生涯学習センター 駐車場案内
- ・ 富田地区会館 駐車場案内

イ 天白区役所駐車場の出入口等が表示されている複数の案内板について比較すると、北駐車場について、写真⑳では進入禁止である入口が、写真㉑では進入禁止になっていないなど、掲載内容が異なっているもの

(写真㉑) 天白区役所 南駐車場案内 その1



(写真㉒) 天白区役所 南駐車場案内 その2

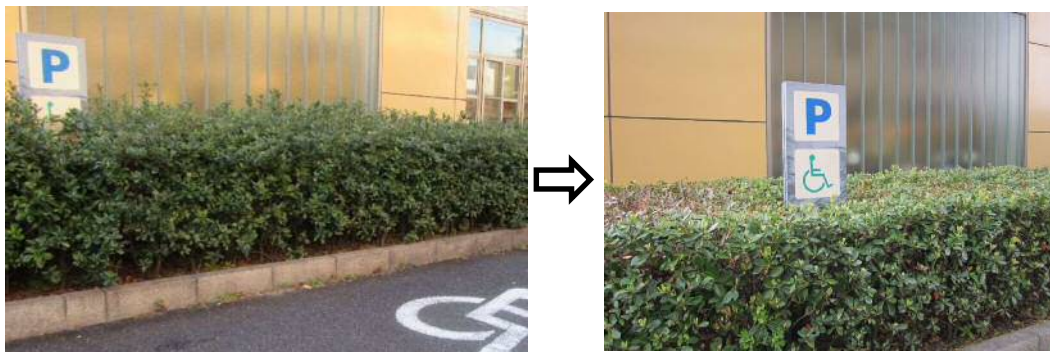


ウ 中川文化小劇場及び中川図書館の第2駐車場において、車いす使用者用駐車場と表示されている案内板が、写真㉓のとおり、植栽に埋もれているもの

(写真②③) 中川文化小劇場・中川図書館 第2駐車場案内

(実地検査時)

(措置後)



エ 西部医療センター駐車場の案内板に表示されている駐車場使用料が、写真②④のとおり、名古屋市立病院条例で定められている駐車場使用料の金額と異なっているもの

(写真②④) 西部医療センター 駐車場案内

(実地検査時)

(措置後)

駐車場利用のご案内		
料 金	外来受診患者	無料（ただし、診察当日に限り）
	その他の方	無料
	入庫から30分まで	105円(税込み)
	30分を超え60分まで	52円50銭(税込み)
	以降30分ごと	54円(税込み)
	※ただし合計金額の10円未満は切り捨てます	

駐車場使用料の状況

区分	名古屋市立病院条例上の駐車場使用料	案内板に表示されている駐車場使用料
30分～60分まで	108円（税込み）	105円（税込み）
以後30分毎	54円（税込み）	52円50銭（税込み）

オ 東部医療センターにおける院内駐車場出口に設置されている精算機において、無料となる精算方法が表示された案内について、写真②⑤のとおり、一部判読できないもの

(写真②⑤) 東部医療センター 院内駐車場案内

(実地検査時)

(措置後)



観光文化交流局、中川区、緑区、天白区、教育委員会及び病院局にあっては、案内板等における表示内容は、駐車場を利用する方にとっては必要な情報であるため、それぞれの案内に係る不備について対応を図られたい。また、観光文化交流局、中川区及び教育委員会にあっては、各施設を管理する指定管理者を指導されたい。

なお、実地検査後、中川区役所、緑生涯学習センター、富田地区会館、天白区役所、中川文化小劇場・中川図書館、西部医療センター及び東部医療センターについては、案内板を修繕することなどにより、必要な措置が講じられた。

(2) 駐車場における看板の表示について

西区役所等複合施設は、区役所、保健所、文化小劇場、図書館等からなる複合施設となっており、共用駐車場が3か所設置されている。この共用駐車場の使用料は、文化小劇場、図書館を30分以上利用した方以外については、原則、無料とされている。

西文化小劇場及び西図書館からなる複合施設の地下に設置されている共用駐車場の出入口付近の看板について確認したところ、写真②⑥のとおり、「西図書館・西文化小劇場駐車場」及び「有料」と表示されていた。しかし、この共用駐車場は、区役所、保健所等を利用し、各施設で認証を受けた場合は無料となるため、正確な表示ではないと考えられる。

観光文化交流局及び教育委員会にあつては、調整の上、看板の表示方法について検討し対応を図られたい。

(写真②⑥) 西区役所等複合施設 共用駐車場看板



(3) 厚生院における駐車場の案内等について

厚生院では、施設正面出入口に設置されている通路部分の西側の一部を駐車スペースとして利用している。

この通路部分の駐車スペースは、写真②⑦、写真②⑧のとおり、通路の頭頂部分に、車いす使用者用駐車スペース 2台分の区画線が整備されているが、その他の一般車等の区画は整備されておらず、案内板等もないため、この場所を駐車スペースと認識するのは困難である。また、写真②⑦のとおり、傾斜地であるスロープ部分に駐車禁止の案内等がないため、車が駐車している状況が見受けられた。

健康福祉局においては、この駐車スペース等が市民にとって安全でわかりやすい駐車場となるよう対応を図られたい。

(写真⑳) 厚生院 車いす使用者用駐車場



(写真㉑) 厚生院 車いす使用者用駐車場



(4) 地区会館における車いす使用者用駐車場の設置について

公共建築物に設置されている駐車場における車いす使用者用駐車場については、福祉都市環境整備指針（以下「指針」という。）によって、原則 1 台以上、設置することが義務付けられている。

各地区会館の駐車場を実地検査したところ、富田地区会館、志段味地区会館及び徳重地区会館には、車いす使用者用駐車場が設置されていたが、楠地区会館、山田地区会館及び南陽地区会館には、設置されていなかった。

北区、西区及び港区にあつては、これらの施設は指針が施行される以前に建築されているため、車いす使用者用駐車場の設置は、義務規定ではなく努力規定ではあるものの、指針を制定している本市の公共建築物として、車いす使用者用駐車場の設置について検討されたい。

なお、実地検査後、楠地区会館、山田地区会館及び南陽地区会館については、車いす使用者用駐車場が設置されることにより、必要な措置が講じられた。

- * 福祉都市環境整備指針とは、「人にやさしいまち名古屋」を目指して、福祉のまちづくりの考え方や、本市の整備する公共建築物、道路、公園、公共交通機関といった施設の整備にあたっての技術的な基準を定めるために、平成 3年11月に策定されたもの。

(5) 駐車場設置箇所が複数ある場合の案内について

南区役所では、駐車場として、施設内の地下に 1か所、道路を挟んだ向かい側で、区役所庁舎から南東の方角に 1か所（南東駐車場）が設置されている。

南東駐車場について実地検査したところ、写真⑳のとおり、駐車場には、「南区役所駐車場」という表示はあるものの、区役所庁舎や地下駐車場等には案内がなかった。

(写真⑳) 南区役所 南東駐車場



また、港区役所では、駐車場として、施設内スペースに 1か所、隣地の港北公園に 2か所（共用駐車場）が設置されている。

港北公園との共用駐車場について確認したところ、写真㉑のとおり、駐車場には、港区役所の駐車場との表示はあるものの、区役所庁舎等には、共用駐車場についての案内がなかった。

(写真③⑩) 港区役所・港北公園 共用駐車場



南区役所の南東駐車場及び港区役所の共用駐車場においては、これらの駐車場を知っている方だけが利用できる状態となっていることから、公平性を欠いているとともに、駐車場が有効に活用されていないことが懸念される。

港区及び南区にあつては、市民にとってわかりやすい駐車場となるよう共用駐車場及び南東駐車場の案内について対応を図られたい。

(6) 昭和生涯学習センターにおける市営住宅部分の駐車場の案内等について

昭和生涯学習センターでは、施設内スペースの駐車場以外に、施設から南西の方角にある隣地の市営住宅駐車場の一部を駐車場として利用者に提供している。

この駐車場は、施設内に案内板等がなく、写真③⑪のとおり、入口等にも案内がないため、駐車場利用者がこの駐車場を見つけることは困難であると考えられる。また、この駐車場は機械式となっていないため、駐車場使用料の支払いは、自己申告制となっており、無料で使用されるのを防ぐために、職員が定期的に見回りを行って無断駐車を確認しているが、駐車場使用料の徴収方法について機械式駐車場と比較すると、公平性を欠いていると考えられる。

教育委員会にあつては、市営住宅部分の駐車場が、市民にとってわかりやすい駐車場となるよう案内について対応を図るとともに、市営住宅部分の駐車場使用料が機械式駐車場と同様に確実に徴収できるよう徴収方法について検討されたい。

なお、駐車場の案内については、入口等に案内板を設置することにより、必要な措置が講じられた。

(写真③①) 昭和生涯学習センター 市営住宅部分の駐車場

(実地検査時)



(措置後)



3 駐車場を有効に活用していないもの

(1) 守山区役所における第 2駐車場のあり方について

守山区役所では、市民用駐車場として、区役所内の敷地に守山区役所駐車場、西側の道路を挟んだ向こう側に第 2駐車場を設置している。

第 2駐車場については、駐車場の表示があるが、施設内等に案内がないため、駐車場の存在を知っている方だけが、利用できる状況となっていた。

また、第 2駐車場は、10台（一般車 6台、軽自動車 4台）収容可能となっており、そのうち 3台分（一般車 1台、軽自動車 2台）を守山区社会福祉協議会に無償で貸し付けているため、市民が利用できるスペースは 7台となっている。

写真③②のとおり、第 2駐車場は、逆L字型となっている上、全体的に狭く、奥側は軽自動車スペースしかないため、非常に使い勝手が悪い駐車場となっている。また、写真③③のとおり、奥側は、雑草が生い茂っており、管理が適正に行われているとはいえない状況であった。

守山区にあつては、土地の有効活用の観点から、第 2駐車場のあり方について検討されたい。

(写真③②) 守山区役所 第2駐車場



(写真③③) 守山区役所 第2駐車場



(2) 瑞穂区役所における機械式駐車場の活用について

瑞穂区役所では、市民用駐車場として、施設内の地下に平面式駐車場と機械式駐車場が設置されている。

このうち、機械式駐車場は、写真③④、写真③⑤のとおり、駐車番号15番から27番の26台分設置されており、駐車スペースを有効に活用するため、上下2段式の駐車場となっている。この機械式駐車場は、昇降機を操作することによって、車の入出が可能となっているが、下段スペース13台分は利用されていなかった。

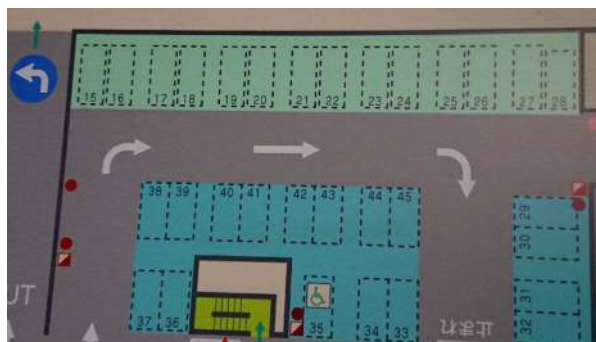
理由としては、過去に駐車スペースの天井からバーを設置し高さ制限を設けて利用していたが、トラブルが多発したため、利用を中止したとのことであった。

しかし、南区役所では、写真③⑥のとおり、柱に高さ制限の表示をすることなどに

よって、事前の規制をかけて、同様の駐車場を運営しているため、瑞穂区役所においても、機械式駐車場の利用は可能と考える。

瑞穂区にあっては、駐車場の有効活用の観点から、安全性を確認した上で、他の施設等を参考にして機械式駐車場の利用を検討されたい。

(写真③④) 瑞穂区役所 地下駐車場平面図



(写真③⑤) 瑞穂区役所 地下駐車場



(写真③⑥) 南区役所 地下駐車場



第3 意見

1 駐車場における維持・管理の徹底について

今回の監査は、市施設における駐車場をテーマとして、本市が所管する全ての駐車場について管理状況等を調査し抽出した駐車場について実地検査を行うなど、各局区室における駐車場の実態を比較し課題等を抽出することを目的に横断的な視点から監査を実施した。

監査の結果、多くの駐車場において日頃の維持・管理が不足していると思われる指摘が多岐にわたって発見された。中でも、危機管理意識が欠如していると思われる指摘として、路面が陥没している事例や車止めが固定していない事例等、駐車場における危険箇所等が多く確認されたが、このような状況下では、重大な事故が引き起こされて管理責任を問われる可能性も考えられる。

また、駐車場の案内について、有料駐車場における料金の免除事項や複数ある駐車場の一方が表示されていない事例等が多く発見されたが、今回のように駐車場利用者にとって必要な情報が案内されなければ、減免制度が適用できる利用者から駐車場使用料を徴収してしまう場合や、本来利用できる駐車場が利用されない場合等が想定され、市民サービスの低下が懸念される。

今回の監査では、多くの駐車場において日頃の管理不足を指摘したところであるが、管理責任上、所管する全ての駐車場について迅速かつ的確に安全性等を確保する必要があるため、各局区にあつては、日頃から利用者の目線に立って駐車場内の危険箇所等に注意を払われたい。また、駐車場を管理するにあたって危険箇所等を発見した場合は、必要な対策を検討しすみやかに措置ができるよう駐車場の維持・管理の徹底を図られたい。

2 公園駐車場の適正利用に係る取り組みの推進について

本市における公園駐車場は、適正利用を図るため、一部は名古屋市都市公園条例に基づき有料としているが、その他の公園駐車場は無料により供用している。

緑政土木局では、平成24年6月に策定した「公園経営基本方針」に基づく具体的な取り組みを効果的に推進するため、優先的に取り組むべき課題等を取りまとめた「公園経営事業展開プラン」を定め、平成25年度から事業展開を図ってい

る。

この「公園経営事業展開プラン」の中の公園駐車場への経営的視点の導入に係る取り組みにおいて、名古屋市都市公園条例等に基づき有料である公園駐車場を除き、公正で安全・快適な利用サービスの提供を目的として、公園駐車場における有料化の検討を進めており、判断の要素としては、①不適切な利用の多い公園、②採算性が見込まれる公園、③周辺住民、公園利用等の理解が得られる公園としている。

現在、この取り組みの成果として、平成25年度に天白公園駐車場、平成29年度に川名公園駐車場をそれぞれ駐車場事業者に管理運営させ、有料化を行ってきたところである。

今回、緑政土木局が所管する公園駐車場の中で、他局に管理させている駐車場について実地検査したところ、中村公園内で教育委員会が管理する中村文化小劇場及び中村図書館駐車場が有料で供用されている一方で、同じく教育委員会が管理する、施設に隣接する中村公園駐車場は無料で供用されており、駐車場利用者の負担の公平性が図られていない事例も見受けられたことから、これらの駐車場のあり方を検討する必要があると考える。

緑政土木局にあつては、引き続き、中村公園を含む無料公園駐車場の現状と課題を把握・検証し、公園内の各施設管理者と連携・協議しながら、有料化の検討を進めるなど、公園駐車場が利用者に対して公平・公正で安全・快適なサービスの提供できる方策の実行を図られたい。

3 本市が管理する複合施設における共用駐車場の使用料のあり方について

文化小劇場及び図書館では、本市が策定した財政健全化計画の取り組みのひとつである受益者負担の適正化の方針等に基づき、原則平成15年度から、名古屋市文化小劇場条例及び名古屋市図書館条例により、原則30分以上駐車場を利用した方は有料としている。ただし、文化小劇場及び図書館が、区役所等との複合施設に属し、駐車場が共用となっている熱田区役所等複合施設（熱田区役所、熱田保健所、熱田文化小劇場、熱田図書館）は、引き続き、無料とすることとした。

一方、平成21年度に従来からある西文化小劇場及び西図書館からなる複合施設スペースに西区役所、西保健所が移転し、新たに西区役所等複合施設（西区役

所、西保健所、西文化小劇場、西図書館）ができ、共用駐車場を 3か所設置したが、使用料については、西図書館及び西文化小劇場の利用者は、従来通り、原則 30分以上利用した場合は有料で、新たに移転した西区役所、西保健所等の利用者は無料とした。

そのため、現在、文化小劇場及び図書館の使用料については、西区役所等複合施設では有料、熱田区役所等複合施設では無料となっているが、同種の複合施設によって使用料の取り扱いが相違していることは、市民にとって分かりづらいものとなっているため、観光文化交流局及び教育委員会にあっては、受益者負担の観点から使用料のあり方について検討されたい。

4 市営住宅における駐車場の有効活用について

市営住宅では、入居者の方が市営住宅の駐車場の利用を希望する場合は、使用申込みを行い、使用が認められた場合は、駐車場を利用することができる。駐車場の利用台数は、名古屋市営住宅駐車場使用要綱において、原則、1世帯 1台まで利用できるとされている。

過去 4年間の市営住宅における駐車場の契約率を比較すると、次表のとおり、平成25年度末時点で 85.5%であったが、平成28年度末時点では 81.5%と低下傾向が続いている。

このような状況の下、住宅都市局では、一部の市営住宅の駐車場の空きスペースを事業者に貸し付けてコインパーキングや月極駐車場として活用するなど、市営住宅の入居者以外への開放を行うことで空きスペースの有効活用に取り組んでいるところであるが、次表のとおり、貸し付け台数は、ここ 2年間は伸びていないため、空きスペースの有効活用は進んでいない状況にある。

住宅都市局にあっては、今後も契約率の低下傾向が続くことが懸念されることなどから、現状の入居者への契約条件を緩和し、1世帯あたりの契約台数を増やすなど、空き台数を減らす取り組みを進めるとともに、市営住宅における個々の駐車場の空き状況を精査し適正な貸し付け台数を見極めつつ、余裕のある駐車場について有効活用の方策を多角的に検討し実行を図られたい。

市営住宅における駐車場の空き台数等の状況

(各年度末時点)

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
管理台数 (台) A	36,345	36,346	36,465	36,575
契約台数 (台) B	31,060	30,627	30,195	29,800
契約率 (%) $B/A \times 100$	85.5	84.3	82.8	81.5
空き台数 (台) $C = A - B$	5,285	5,719	6,270	6,775
貸し付け台数 (台) D	201	256	297	297
貸し付け率 (%) $D/C \times 100$	3.8	4.5	4.7	4.4

(注 1) 表中の貸し付け台数とは、事業者に貸し付けてコインパーキング等として運営している駐車スペースをさす。

(注 2) 表中の比率 (%) は各計数ごとに小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位で表示している。

監 査 種 別 随 時 監 査

監 査 対 象 区 役 所（西区、中村区）

監 査 期 間 平成30年 2月22日から
平成30年 6月12日まで

監 査 の 趣 旨

平成29年度に実施した区役所の定期監査では、監査対象の全部の区役所（東、瑞穂、中川、緑、名東、天白）において、歳入歳出外現金が適正に管理されていない事例や過去の監査と同様の基本的な誤り等が見受けられた。これを受けて、監査対象外とした区役所の状況についても、早急に現状を確認する必要があると判断したため、残りの10区役所（千種、北、西、中村、中、昭和、熱田、港、南、守山）に対して平成29年度に実施した区役所監査の各指摘事項等について監査事務局より自主点検（以下「自主点検」という。）を求めた。

この結果、西区福祉課及び中村区総務課において、現金保管に係る不適正な事例が発見されたことから、その後の管理状況等を確認するため、これらの区役所について実地検査当日まで通知せずに行う随時監査を実施した。

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、次表のとおり実施した。

対象区	対象部課名	実施検査日
西 区	区民福祉部 福祉課	平成30年 2月23日
中村区	区 政 部 総務課	平成30年 2月22日

監査は、西区福祉課及び中村区総務課で処理している事務のうち、主として実地検査当日における現金、金券類等の出納保管に関する事務について、関係帳票

等を調査した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘事項

- (1) 福祉特別乗車券臨時乗車証の管理等について（西区）
- (2) 引取者のない遺体に係る遺留金の管理について（中村区）
- (3) 引取者のない遺体に係る遺留品の保管について（中村区）

2 意見

内部統制体制の整備・推進について

第3 指 摘 事 項

1 福祉特別乗車券臨時乗車証の管理等について（西区）

区役所福祉課では、身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が一定の級に該当する者等に対して、交付申請に基づき、福祉特別乗車券（ＩＣカード）を交付している。福祉特別乗車券の作成には、一定期間かかるため、作成されるまでの間、交付申請に基づき、福祉特別乗車券臨時乗車証（紙券）（以下「臨時乗車証」という。）を交付している。

名古屋市障害者福祉特別乗車券交付要綱によると、市外転入等により、新たに臨時乗車証を交付した場合は、その都度、臨時乗車証管理簿（以下「管理簿」という。）へ記入するとともに、毎月、当月の交付状況について、管理簿を福祉特別乗車券臨時乗車証使用状況報告書（以下「報告書」という。）とともに、毎月上司の確認を受け、健康福祉局に報告しなければならないこととされている。

西区福祉課における臨時乗車証の管理状況を確認したところ、平成29年 7月以降、上司による確認がされておらず、健康福祉局への報告も行っていなかった。

西区福祉課にあつては、上司が臨時乗車証に係る管理簿と報告書の照合・確認を毎月、確実にやり健康福祉局へ報告するとともに、健康福祉局にあつても、区役所からの定時の報告を確実に求められたい。

そもそも、上記の指摘は、今回の自主点検が適正に実施されていれば、速やかに改善できた事例であった。

西区にあつては、自主点検が適正に実施されていなかったことを重く受け止め、組織的な業務執行体制を早急に確立されたい。

2 引取者のない遺体に係る遺留金の管理について（中村区）

区役所総務課では、身元明確なるも引取者のない遺体（以下「引取者のない遺体」という。）が発生したとき、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）（以下「墓地埋葬法」という。）に基づき、死体の埋葬又は火葬を行うこととされている。

墓地埋葬法によると遺留物件は市町村が保管すると規定されており、現金については、身元明確なるも引取者のない遺体事務処理の手引き（以下「手引き」と

いう。)に基づき、歳入歳出外現金の保管金(引取者の無い遺体の遺留金)(以下「遺留金」という。)として財務会計総合システムで受入れ、相続人への引継ぎや葬儀費用の支払いに充てる場合等には、財務会計総合システムから払い出すとされている。

また、財務会計総合システムで管理する遺留金については、平成29年度に実施した区役所監査において、各区役所が遺留金の管理を把握できていないことを指摘した結果、平成29年10月に新たに改正された手引きでは、引取者のない遺体事務処理にかかる歳入歳出外現金管理台帳(以下「管理台帳」という。)で管理することとされた。

中村区総務課における遺留金の管理状況について確認したところ、実地検査の時点で財務会計総合システムの残高は 265,613円となっていたが、管理台帳の残高は 283,403円となっており、17,790円の差異が生じていた。

これを調査したところ、担当者による管理台帳への記載漏れが 3件、管理台帳に記載することなく払い出しを行ったものが 1件あり、担当者による残高等の確認及び上司による決裁等は行われていなかった。

中村区にあつては、歳入歳出外現金で管理している遺留金について、手引きに基づいて管理台帳を管理するとともに定期的に財務会計総合システムと照合して、上司が管理台帳の確認を行うなど、遺留金の管理を適正に行われたい。

3 引取者のない遺体に係る遺留品の保管について(中村区)

引取者のない遺体に係る遺留品(以下「遺留品」という。)の保管については、手引きに基づいて、銀行預金の通帳等は総務課の金庫にて保管し、その他の遺留品については所有者が分かるよう明記し、倉庫等で保管することとされている。また、平成29年10月に新たに改正された手引きでは、遺留品の保存期限は、文書完結から10年とされている。

中村区総務課における遺留品の管理状況については、施錠可能な専用部屋(写真①)で管理されていたものの、その部屋に置かれている書棚と壁の隙間の床面(写真②)に、所有者名が明記されていない鞆を発見したことから、遺留品の保管体制がずさんであると言わざるを得ない。

中村区にあつては、遺留品について適正な管理を行われたい。

(写真①)



(写真②)



第4 意 見

内部統制体制の整備・推進について

今回の随時監査は、区役所監査の結果を受けて実施した自主点検において、現金保管に係る不適正な事例が発見された西区福祉課及び中村区総務課について、その後の管理状況等を確認するために実施したところ、新たに不適切な事例が発見される結果となった。

西区・中村区においては、現金・金券類等の管理について本来行われるべき組織的な対応がされておらず、業務が担当職員のみで確認が進められている実例が見受けられた。特に西区では、今回の自主点検が正しくされておらず、上司による確認もされていなかった事実から、組織的に業務執行ができる体制が確立されていない状況が浮き彫りになった。

また、両区で過去の区役所監査と同様の指摘が確認され、他区の指摘事項が自区に生かされていない実情も判明した。こうした業務上のリスク管理を放置し、ひとたび不祥事が発生すれば、行政への信頼が失墜し、区役所が市民から信用を失うことになりかねないことを肝に銘じ、早急に役職者による管理監督体制を強化し組織的な業務運営に努められたい。

従来から、本市における内部統制については、過去の定期監査などで個々に指摘しその必要性を求めてきたが、今回の地方自治法改正では市長自らが内部統制の方針を定め、必要な体制を整備することが義務付けられたところであり、その構築にあたっては、区長の果たす責任は重要である。両区長にあつては、組織に内在するリスクに対して、どのように取り組み、どう対処していくかを組織の喫緊の課題ととらえ、自らの強力なリーダーシップのもと、区役所の内部統制を強固に整備・推進されたい。

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団
(事務所所在地：中区金山一丁目 4番10号)

上記団体の事業に係る所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成29年 9月 5日から
平成30年 6月12日まで

監 査 結 果

(公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団分)

第1 団体の概要

観光文化交流局所管の出資団体である公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団（以下「名フィル」という。）は、交響管弦楽による音楽芸術の普及向上を図り、文化の振興に寄与することを目的として、昭和48年 4月に、その前身である名古屋フィルハーモニー交響楽団（昭和41年 7月結成）を組織変更し、財団法人として設立された。

なお、名フィルは、平成24年 3月に財団法人から公益法人制度に基づく公益財団法人に移行した。

主な事業内容は、①交響管弦楽の演奏事業、②青少年の音楽鑑賞の指導及び普及事業、③音楽芸術普及のための広報事業、④名フィルの演奏技術の維持・向上を図るために必要な事業などである。

これらの事業を運営するため、評議員会、理事会、監事及び事務局等が置かれており、職員数は85人（嘱託員11人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、

公開リハーサルを開催している。演奏会等の実施回数の推移は、第 1表のとおりである。

第 1表 演奏会等の実施回数の推移

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	回	回	回
定期演奏会	28	28	28
巡回演奏会	13	14	18
特別演奏会	12	11	11
依頼演奏会	32	31	35
移動音楽教室	32	36	41
小計	117	120	133
サロンコンサート	16	15	14
まちかどコンサート	21	24	22
小編成（アンサンブル）	44	24	26
公開リハーサル	12	12	12
小計	93	75	74
合計	210	195	207

2 決算状況

平成28年度及び平成27年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第 2表及び第 3表のとおりである。

なお、名フィルの基本財産は 1,000万円であり、全額本市の出えんである。

また、平成28年度において、本市は名フィルに対して、音楽芸術事業の推進を図るための事業に対する補助金として 2億 7,668万円を交付している。

第 2表 比較正味財産増減計算書

平成28年度 平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日

平成27年度 平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日

科目	平成28年度	平成27年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益	17	5	12	314.8
②特定資産運用益	374	392	△ 18	95.4
③受取会費	144,570	145,520	△ 950	99.3
④事業収益	536,588	466,142	70,445	115.1
⑤受取補助金等	448,121	413,431	34,690	108.4
⑥受取寄付金	59,822	57,864	1,958	103.4
⑦雑収益	271	140	131	193.4
経常収益計	1,189,765	1,083,496	106,269	109.8
(2) 経常費用				
①事業費	1,054,935	973,260	81,675	108.4
②管理費	34,992	32,420	2,572	107.9
経常費用計	1,089,928	1,005,680	84,248	108.4
当期経常増減額	99,836	77,815	22,021	128.3
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	799	—	799	—
(2) 経常外費用				
経常外費用計	16	84	△ 67	19.7
当期経常外増減額	783	△ 84	867	—
当期一般正味財産増減額	100,620	77,731	22,888	129.4
一般正味財産期首残高	249,643	171,911	77,731	145.2
一般正味財産期末残高	350,263	249,643	100,620	140.3
II 指定正味財産増減の部				
寄付金等	162	1,054	△ 891	15.4
当期指定正味財産増減額	162	1,054	△ 891	15.4
指定正味財産期首残高	46,559	45,505	1,054	102.3
指定正味財産期末残高	46,721	46,559	162	100.3
III 正味財産期末残高	396,985	296,202	100,782	134.0

第3表 比較貸借対照表

平成28年度 平成29年 3月31日現在
平成27年度 平成28年 3月31日現在

科目	平成28年度	平成27年度	比較増△減	前年度 対比
I 資産の部	千円	千円	千円	%
1. 流動資産				
現金預金	180,168	196,882	△ 16,714	91.5
未収金	111,211	56,964	54,247	195.2
前払金	14,292	17,541	△ 3,249	81.5
仮払金	—	350	△ 350	—
貯蔵品	3,082	3,302	△ 219	93.4
流動資産合計	308,755	275,041	33,714	112.3
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産定期預金	10,000	10,000	—	100
基本財産合計	10,000	10,000	—	100
(2) 特定資産				
エール基金資産	36,721	36,559	162	100.4
音の向上基金資産	152,113	57,977	94,135	262.4
周年事業積立金	30,000	70,002	△ 40,002	42.9
退職給付引当資産	98,851	99,486	△ 635	99.4
特定資産合計	317,686	264,026	53,660	120.3
(3) その他の固定資産				
建物付属設備	0	48	△ 48	0.0
楽器	4,203	1,970	2,232	213.3
器具備品	2,357	389	1,968	605.8
車両運搬具	0	0	0	20.0
ソフトウェア	8,938	10,451	△ 1,512	85.5
その他の固定資産合計	15,499	12,860	2,639	120.5
固定資産合計	343,186	286,886	56,299	119.6
資産合計	651,941	561,928	90,013	116.0
II 負債の部				
1. 流動負債				
短期借入金	—	—	—	—
未払金	43,138	47,909	△ 4,771	90.0
前受金	73,614	88,544	△ 14,930	83.1
預り金	4,765	4,313	452	110.5
賞与引当金	34,586	33,288	1,298	103.9
流動負債合計	156,104	174,055	△ 17,950	89.7
2. 固定負債				
退職給付引当金	98,851	91,670	7,181	107.8
固定負債合計	98,851	91,670	7,181	107.8
負債合計	254,955	265,725	△ 10,769	95.9
III 正味財産の部				
寄付金等	46,721	46,559	162	100.3
〔指定正味財産〕	46,721	46,559	162	100.3
(うち基本財産への充当額)	(10,000)	(10,000)	(—)	(100)
(うち特定資産への充当額)	(36,721)	(36,559)	(162)	(100.4)
〔一般正味財産〕	350,263	249,643	100,620	140.3
(うち特定資産への充当額)	(182,113)	(127,980)	(54,133)	(142.3)
正味財産合計	396,985	296,202	100,782	134.0
負債及び正味財産合計	651,941	561,928	90,013	116.0

第2 監査結果の概要

名フィルについて、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、名フィルの会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行に当たっては、これらの点に留意されたい。

第3 指 摘 事 項

1 給与規程の改正について

公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団楽団員給与規程（以下「給与規程」という。）において、楽団員には研究調整手当として月額17,000円を支給するとされている。

研究調整手当の支給について確認したところ、平成27年3月に名フィルの労働組合と労働協約を締結しており、この労働協約に基づき22,000円が支給されていた。

名フィルにあつては、労働組合との合意が成立し労働協約が締結された場合には、適時に給与規程を改正されたい。

なお、本件については、給与規程を改正し、必要な措置が講じられた。

2 少額随意契約について

公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団契約規程（以下「契約規程」という。）において、契約の種類により少額随意契約ができる金額が定められており、財産の買入れの場合は160万円までとなっている一方、委託契約については100万円までとなっている。

契約事務について確認したところ、チラシ等の印刷及び発送に係る1,181,887円の契約について、財産の買入れに該当するとして少額随意契約がされていた。

当該契約は、委託契約であり 100万円を超えているため、少額随意契約ができる契約には該当しないものである。

したがって、名フィルにあつては、少額随意契約をする場合には、契約の種類を確認のうえ、適正に契約事務を行われたい。

3 情報保護規程における自己点検について

公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団情報保護規程（以下「情報保護規程」という。）によれば、名フィルは、組織における情報の保護及び管理の状況を自ら点検し、その結果により必要な改善措置を講じるものとされている。

情報の保護及び管理に係る自己点検について確認したところ、実務的には、総務部が営業推進部及び演奏事業部の長に対し、個人情報を含む印刷物の管理やパソコンの管理などの項目についてまとめたチェック票を配付し、それぞれの部で自己点検を実施しているとの説明であった。

しかしながら、総務部において営業推進部及び演奏事業部のチェック票が回収されておらず、各部において実際に自己点検が行われたか確認することができなかった。

名フィルにあつては、情報保護規程による自己点検の実施状況を法人として把握できるよう、総務部においてチェック票を回収・保管するとともに、必要な改善措置が講じられたか確認されたい。

(観光文化交流局関係分)

第1 監査結果の概要

名フィルに対する監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、観光文化交流局所管の財務に関する事務のうち、名フィルに対する事務の執行について監査を実施した。

第2 指 摘 事 項

監査の結果、指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 公益財団法人名古屋市文化振興事業団
(事務所所在地：中区栄三丁目18番 1号)

上記団体の事業に係る所管局の事務を含む

監 査 期 間 平成29年 9月 5日から
平成30年 6月12日まで

監 査 結 果

(公益財団法人名古屋市文化振興事業団分)

第1 団体の概要

観光文化交流局所管の出資団体である公益財団法人名古屋市文化振興事業団（以下「事業団」という。）は、名古屋市民の文化・芸術の振興に資する事業を行い、もって個性豊かな魅力ある市民文化の創造に寄与することを目的として、昭和58年 7月に設立され、平成23年 4月に財団法人から公益法人制度に基づく公益財団法人に移行した。

主な事業内容は、①文化施設等を活用して、市民が文化芸術に触れる機会と場を提供する事業、②表彰等の実施、活動の場の提供及び相談助言を通じて、芸術家及び文化芸術団体等の創造活動を支援する事業、③文化芸術に関する情報を収集し、市民に提供する事業などである。

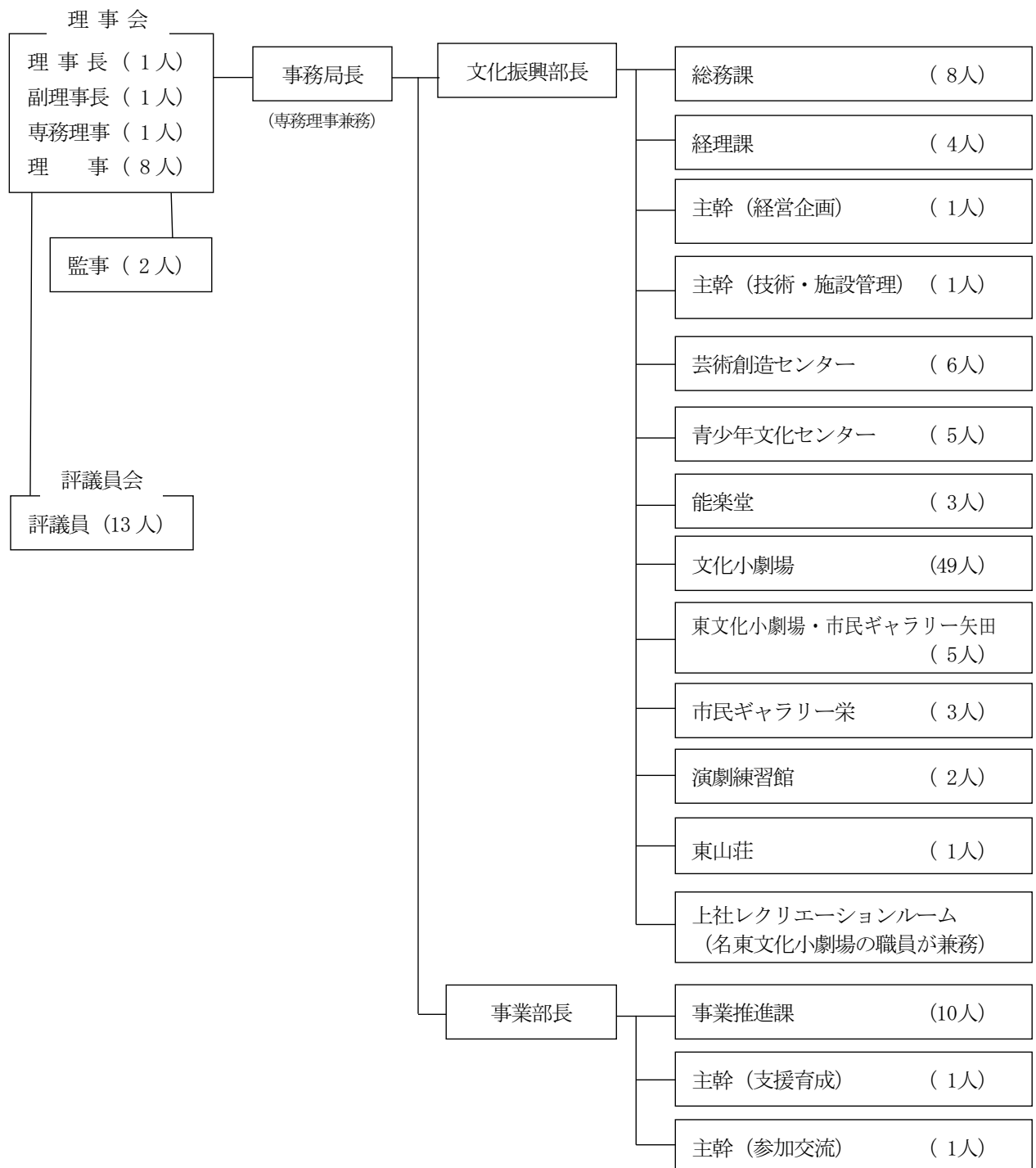
これらの事業を運営するため、評議員会、理事会、監事及び事務局が置かれており、職員数は 102人（専務理事が兼務する事務局長を除く。嘱託員25人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。した

がって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成29年 3月31日現在)



1 事業状況

(1) 文化施設等を活用して、市民が文化芸術に触れる機会と場を提供する事業

文化芸術の振興を図るため、名古屋市から指定管理者として受託している文化施設等を活用して、様々な分野の文化芸術に関する体験事業や鑑賞事業を実施することで、市民が文化芸術に触れる機会と場を提供した。

なお、名古屋市から指定管理者として受託した文化施設の利用率は、第1表のとおりである。

第1表 文化施設の利用率

施設名	26年度	27年度	28年度
	%	%	%
名古屋市芸術創造センター	92.4	94.9	93.8
名古屋市青少年文化センター	93.2	91.4	92.2
名古屋能楽堂	65.3	68.4	73.3
名古屋市文化小劇場（14） （千種・東・北・西・中村・昭和・熱田・ 中川・港・南・守山・緑・名東・天白）	84.7	86.7	87.0
名古屋市民ギャラリー（2） （栄、矢田）	90.5	90.6	89.9
名古屋市演劇練習館	98.9	99.7	99.6
名古屋市東山荘	72.9	76.1	74.3
名古屋市上社レクリエーションルーム	100.0	100.0	100.0

（注）利用率＝使用日数／使用可能日数。なお、名古屋市芸術創造センター、名古屋市青少年文化センター、名古屋能楽堂及び名古屋市文化小劇場は、ホール・舞台のみの使用日数及び使用可能日数にて利用率を計算した。名古屋市民ギャラリーは各展示室、名古屋市演劇練習館、名古屋市東山荘及び名古屋市上社レクリエーションルームは練習室等の施設ごとの使用日数及び使用可能日数を合計し利用率を計算した。

(2) 表彰等の実施、活動の場の提供及び相談助言を通じて、芸術家及び文化芸術団体等の創造活動を支援する事業

創作や発表などの創造的な活動を行う環境を整備するため、文化芸術を支え

る芸術家及び文化芸術団体等を対象として、表彰・コンクールを実施するほか、活動の場を提供したり、相談に応じることを通して、創造的な文化芸術活動を支援した。平成28年度の実績は第 2表に示すとおりである。

第 2表 芸術家及び文化芸術団体等の創造活動を支援する事業の主な実績

区 分	内 容
表彰	前年度における芸術創造活動が特に顕著で、名古屋の文化芸術の向上と発展に寄与し、今後とも活躍が期待できる個人（団体）を選考し、芸術創造賞を授与 (受賞者 阿部大介<美術>)
活動の場の提供	音楽・演劇・舞踊関係者の中から公募によるオーディションで出演者を選考しオペレッタを制作・上演 (公演 6回 入場者数 2,753人)
相談助言	美術・文学・音楽・演劇の各分野で活躍中の講師が、無料で相談に応じ、アドバイスを実施 (相談件数 121件)

(3) 文化芸術に関する情報を収集し、市民に提供する事業

市内を中心として活動する芸術家及び文化芸術団体等の創造活動の状況の調査及び資料収集を行い、それらの情報を情報誌の発行やホームページの運営等の様々なかたちで広く発信することを通して、文化芸術に関する情報を広く市民に提供した。

2 決 算 状 況

平成28年度及び平成27年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第 3表及び第 4表のとおりである。

なお、事業団の基本財産は 6,000万円であり、そのうち本市の出えん額は 3,000万円である。

また、平成28年度において、本市は事業団に対して、名古屋市民の文化・芸術の振興に資する事業に対する補助金として 2億 1,521万円を交付している。

本市は事業団を、公の施設である名古屋市芸術創造センター始め22施設の指定管理者に指定（教育委員会事務局所管の名古屋市上社レクリエーションルームを含む。）し、平成28年度において指定管理料11億 5,621万円を支出している。

第 3表 比較正味財産増減計算書

平成28年度 平成28年 4月1日～平成29年 3月31日

平成27年度 平成27年 4月1日～平成28年 3月31日

科目	平成28年度	平成27年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	383	536	△153	71.5
特定資産運用益	1,123	1,745	△622	64.3
受取会費	75	75	—	100
事業収益	1,873,401	2,347,857	△474,456	79.8
受取補助金等	240,384	236,843	3,541	101.5
受取負担金	43,520	100,070	△56,549	43.5
受取寄附金	455	703	△247	64.8
雑収益	9,105	11,013	△1,908	82.7
固定資産受贈益	55	14	40	386.7
経常収益計	2,168,503	2,698,859	△530,355	80.3
(2) 経常費用				
事業費	2,069,320	2,568,041	△498,721	80.6
管理費	20,583	23,722	△3,138	86.8
経常費用計	2,089,903	2,591,763	△501,860	80.6
当期経常増減額	78,600	107,095	△28,495	73.4
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	—	—	—	—
経常外収益計	—	—	—	—
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	38	—	38	—
過年度損益修正損	681	—	681	—
経常外費用計	719	—	719	—
当期経常外増減額	△719	—	△719	—
当期一般正味財産増減額	77,881	107,095	△29,214	72.7
一般正味財産期首残高	1,016,337	909,241	107,095	111.8
一般正味財産期末残高	1,094,218	1,016,337	77,881	107.7
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	△203	△462	259	43.9
指定正味財産期首残高	64,691	65,153	△462	99.3
指定正味財産期末残高	64,487	64,691	△203	99.7
III 正味財産期末残高	1,158,706	1,081,028	77,678	107.2

第 4表 比較貸借対照表

平成28年度 平成29年 3月31日現在
平成27年度 平成28年 3月31日現在

科目	平成28年度	平成27年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金	850,700	973,932	△123,232	87.3
未収金	39,313	46,735	△7,422	84.1
有価証券	110,000	56,203	53,796	195.7
前払金	1,627	1,831	△203	88.9
仮払金	1,844	998	846	184.8
流動資産合計	1,003,485	1,079,701	△76,215	92.9
2 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	10,004	10,004	—	100
投資有価証券	49,996	49,996	—	100
基本財産合計	60,000	60,000	—	100
(2) 特定資産				
退職給付引当預金	57,001	32,715	24,286	174.2
退職給付引当投資有価証券	199,930	249,900	△49,970	80.0
芸術創造賞積立基金	4,127	4,275	△147	96.5
芸術創造賞什器備品	360	415	△55	86.7
芸術創造賞授与財産有価証券	80,000	20,000	60,000	400.0
地域還元事業資金	29,599	42,974	△13,375	68.9
体験・鑑賞事業等促進財産有価証券	30,000	30,000	—	100
特定資産合計	401,018	380,280	20,737	105.5
(3) その他固定資産				
什器備品	468	764	△296	61.2
投資有価証券	283,516	393,516	△110,000	72.0
リース資産	16,177	20,308	△4,130	79.7
その他固定資産合計	300,161	414,588	△114,426	72.4
固定資産合計	761,180	854,869	△93,689	89.0
資産合計	1,764,666	1,934,570	△169,904	91.2

科目	平成28年度	平成27年度	比較増△減	前年度 対比
Ⅱ 負債の部				
1 流動負債				
未払金	180,306	302,695	△122,388	59.6
未払法人税等	7,031	33,385	△26,353	21.1
未払消費税	5,946	18,210	△12,264	32.7
前受金	64,024	165,989	△101,964	38.6
1年内返済リース債務	4,074	4,014	59	101.5
預り金	28,882	28,055	827	103.0
仮受金	—	8	△8	—
賞与引当金	46,530	47,019	△488	99.0
流動負債合計	336,795	599,377	△262,581	56.2
2 固定負債				
退職給付引当金	256,931	237,858	19,072	108.0
長期リース債務	12,232	16,306	△4,074	75.0
固定負債合計	269,163	254,164	14,998	105.9
負債合計	605,959	853,542	△247,582	71.0
Ⅲ 正味財産の部				
1 指定正味財産	64,487	64,691	△203	99.7
(うち基本財産への充当額)	(60,000)	(60,000)	(—)	(100)
(うち特定資産への充当額)	(4,487)	(4,691)	(△203)	(95.7)
2 一般正味財産	1,094,218	1,016,337	77,881	107.7
(うち特定資産への充当額)	(139,599)	(137,731)	(1,868)	(101.4)
正味財産合計	1,158,706	1,081,028	77,678	107.2
負債及び正味財産合計	1,764,666	1,934,570	△169,904	91.2

第2 監査結果の概要

事業団について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、事業団の会計経理は適正に行われているかなどについて、主として平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の事務について調査した。なお、事業団が管理する文化施設のうち、名古屋市青少年文化センター、名古屋能楽堂、名古屋市千種文化小劇場及び名古屋市昭和文化小劇場については実地検査を行った。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

第3 指 摘 事 項

1 領収書綴りの管理について

名古屋市青少年文化センターでは、利用料金を収受した場合に領収書を発行している。当該領収書は、原則として施設予約システムにより出力した領収書を発行するが、機器の台数に限りがあるため、手書きの領収書を発行する場合がある。

手書き領収書を発行する際に使用される領収書綴りの管理状況を確認したところ、未使用の綴りが11冊保管されており、当該領収書綴りについては管理番号が付されていないかった。

領収書は事業団が利用料金を収受したことを証明する重要な書類であり、冊数単位での正確な管理が必要であると考えられる。したがって、事業団にあつては、総務課で領収書綴りを購入した際に各綴りに番号を付し各施設に送るなど領収書の取扱いを定め、領収書綴りの管理を徹底されたい。

なお、本件については、領収書綴りに管理番号を付すなど必要な措置が講じられた。

2 タクシーチケットの管理について

名古屋市青少年文化センターにおいて、タクシーチケットが実査日現在で82枚保管されていた。当該タクシーチケットの台帳は作成されていたものの、長期間使用されておらず、また、名古屋市青少年文化センターにおいてタクシーチケットが保管されていることについて総務課の担当者は認識していなかった。

事業団にあつては、当該タクシーチケットが長期間使用されていないことを考慮し、その必要性について検討されたい。また、総務課で把握されていない状況では不正に使用されるリスクが高いことから、総務課で保管状況を把握し、その取扱いを定めるなど適正に管理されたい。

なお、本件については、各施設のタクシーチケットを総務課が回収し一括管理するよう改善し、必要な措置が講じられた。

3 拾得物の管理について

名古屋市千種文化小劇場の施設内を視察したところ、事務所内に利用者が置き忘れた傘などの拾得物が保管されていた。

これらの拾得物については、公益財団法人名古屋市文化振興事業団拾得物取扱要綱に基づき管理されていたが、拾得物の所有者が判明せず所有権を取得した拾得物の処分について、廃棄時期が明確でないため、すべての拾得物が施設内で保管されている状況であった。

事業団にあっては、施設のスペースを効率的に利用するため、廃棄する拾得物については、廃棄時期の基準を設けるよう検討されたい。

4 情報保護規程における自己点検について

公益財団法人名古屋市文化振興事業団情報保護規程によれば、組織における情報の保護及び管理の状況を自ら点検し、その結果により必要な改善措置を講じるものとされている。

情報の保護及び管理に係る自己点検について確認したところ、実務的には、情報保護の重要性や利用者情報の管理などの項目についてまとめた点検表に基づき毎月末に点検を実施しているとのことであった。しかしながら、各文化施設では実施されているものの、本部で当該点検が実施されていなかった。

事業団にあっては、本部においても自己点検を実施されたい。

5 施設予約システムの個人情報保護について

事業団は施設予約システムを利用し、事業団が管理する施設の予約管理を行っており、職員は施設予約システムの専用端末において、全施設の予約情報と利用者情報を閲覧することができる。利用者の氏名や住所等の情報は、各施設の利用者あてにDMの送付をする際などに活用されており、業務上必要とのことである。

しかしながら、他の施設の利用者に係る情報など出力する必要のない情報についても端末から出力することができ、アクセス制限はされていなかった。また、事業団は施設予約システムの操作ログを取ってはいるものの、異常動作についてモニタリングはしていなかった。

事業団にあっては、利用者の個人情報の漏洩に対するリスクに対応するため、

不必要な情報へのアクセス制限を検討されたい。また、操作ログを利用し、定期的に異常操作の有無をモニタリングすることについても検討されたい。

(観光文化交流局関係分)

第1 監査結果の概要

事業団に対する監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、観光文化交流局所管の財務に関する事務のうち、事業団に対する事務の執行について監査を実施した。

第2 指 摘 事 項

監査の結果、指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 財政援助団体監査

監 査 対 象 一般社団法人名古屋市医師会
(事務所所在地：東区葵一丁目 4番38号)

上記団体の事業に係る所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成29年 9月 5日から
平成30年 6月12日まで

監 査 結 果

(一般社団法人名古屋市医師会分)

第1 団体の概要

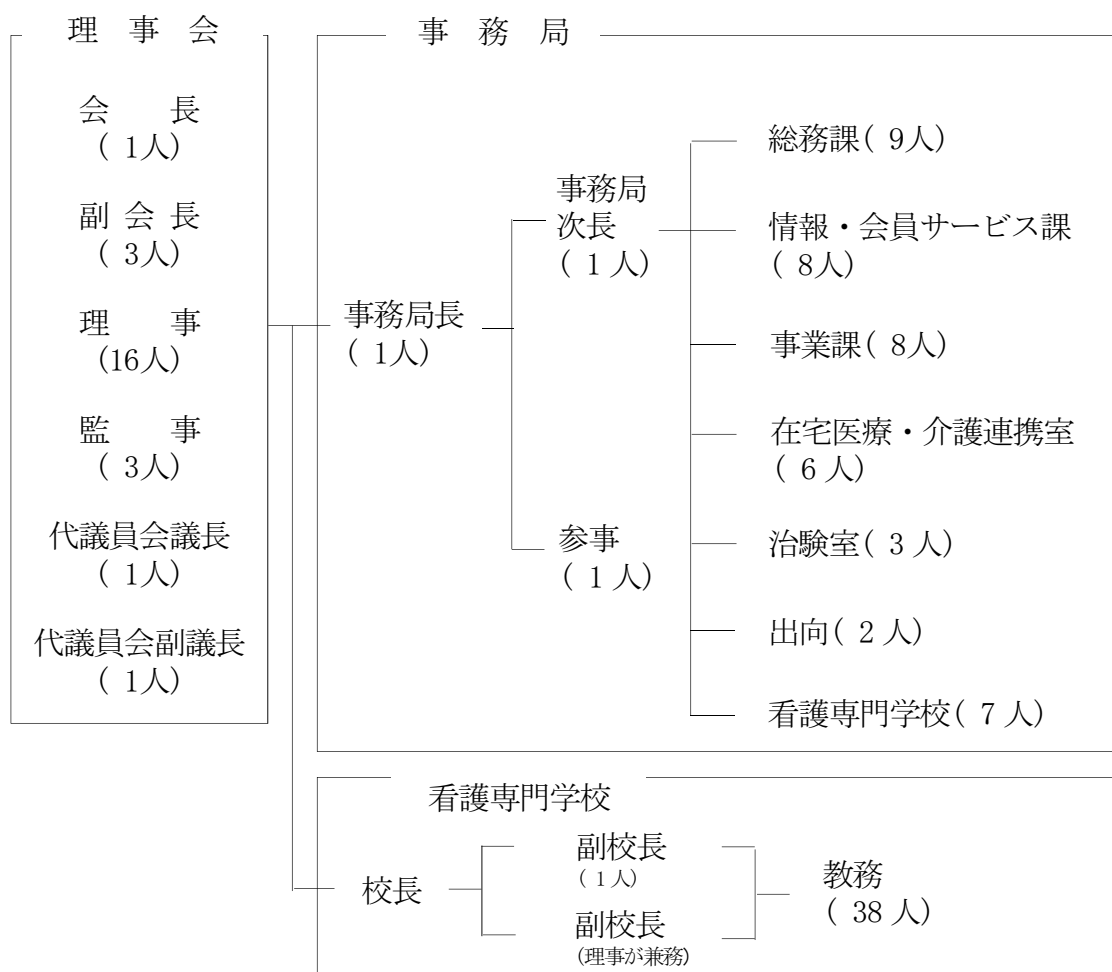
健康福祉局所管の財政援助団体である一般社団法人名古屋市医師会（以下「医師会」という。）は、日本医師会及び愛知県医師会並びに名古屋市の各区医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び学術の振興並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的として、昭和35年 7月に設立された。

主な事業内容は、①医学及び学術の振興に関すること、②地域保健及び地域医療の推進に関すること、③公衆衛生の向上に関すること等である。

これらの事業を運営するため、理事会、事務局及び看護専門学校が置かれており、職員数は85人（校長及び理事が兼務する副校長を除く。特別嘱託 3人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(平成29年 3月31日現在)



決算状況について、平成28年度及び平成27年度の正味財産増減計算書の概要は、第1表のとおりである。

第 1表 正味財産増減計算書の概要

平成28年度 平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日
平成27年度 平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日

科 目	平成28年度	平成27年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
經常収益	3, 109, 179	2, 900, 139	209, 039	107. 2
經常費用	2, 842, 763	2, 717, 970	124, 792	104. 6
經常外収益	—	—	—	—
經常外費用	21, 055	31, 915	△ 10, 859	66. 0
当期一般正味財産増減額	245, 360	150, 254	95, 106	163. 3

第2 補助金の交付

平成28年度において、本市は医師会に対し、補助金 7億 3,066万円（健康福祉局関係分）を交付している。各補助金の概要については以下のとおりである。

1 救急医療体制運営費補助金

(1) 趣 旨

市民の生命と健康を守るため、医師会が行う休日や夜間における急病診療対策事業に要する運営経費に対して補助するもの。

(2) 内 訳

区 分	内 容	補助金交付額
		千円
一次体制	急病センターや休日等急病診療所の運営に必要な経費	203,041
二次体制	病院群輪番制病院の運営に必要な経費	287,876
小児救急ネットワーク758	小児救急ネットワーク758の運営に必要な経費	147,194
災害医療救護	災害救助訓練等にかかる経費	1,561
合 計		639,673

(注) 補助金の額は、対象経費（㉔ 1,072,423千円）と補助基準額（㉔ 639,673千円）を比較して少ない方の額とされている。

2 休日等急病診療所整備費補助金

(1) 趣 旨

休日・夜間など一般診療時間外における急患対策を中心として救急傷病患者の適正な医療を確保するため、医師会が設置・運営する休日等急病診療所の整備事業に対して補助するもの。

(2) 内 訳

内 容	補助金交付額
	千円
建物工事費、屋外附帯工事費、初度備品購入費等	72,744
合 計	72,744

(注) 補助金の額は、対象経費（㉔ 190,026千円）と補助基準額（㉔ 100,534千円）を比較して少ない方の額に、補助率（対象経費ごとに50%から 100%の間で設定）を乗じて得た額とされている。

3 看護師等養成施設運営費補助金

(1) 趣 旨

医師会看護専門学校の運営費に対して補助するもの。

(2) 内 訳

区 分	内 容	補助金交付額
教員経費	専任教員給与費、備品購入費、部外講師謝金等	千円
生徒経費	生徒教材費、事業用教材費、臨地実習経費等	11,984
合 計		11,984

(注) 補助金の額は、対象経費（㉔ 357,318千円）と補助基準額（㉔11,984千円）を比較して少ない方の額とされている。

4 看護師等養成施設実習体制補助金

(1) 趣 旨

医師会看護専門学校の実習体制確保に対して補助するもの。

(2) 内 訳

内 容	補助金交付額
実習施設謝金	千円 612
合 計	612

(注) 補助金の額は、対象経費（㉔47,446千円）と補助基準額（㉔ 612千円）を比較して少ない方の額とされている。

5 医師会看護学生充足対策事業補助金

(1) 趣 旨

医師会の実施する看護学生充足対策事業に対して補助するもの。

(2) 内 訳

内 容	補助金交付額
	千円
看護学生の求人活動に要する旅費交通費、印刷製本費	486
合 計	486

(注) 補助金の額は、対象経費（㉔ 1,948千円）と補助基準額（㉔ 486千円）を比較して少ない方の額とされている。

6 障害者総合支援主治医紹介制度等事業補助金

(1) 趣 旨

障害者総合支援制度の円滑な運営を図るため、医師会が実施する医師紹介制度登録調整事務事業及び医師意見書内容向上事業に対して補助するもの。

(2) 内 訳

区 分	内 容	補助金交付額
		千円
医師紹介制度登録調整事務事業	需用費、役務費、その他必要な経費	391
医師意見書内容向上事業	報償費、需用費、役務費、その他必要な経費	1,726
合 計		2,117

(注) 補助金の額は、対象経費（㉔ 2,117千円）と補助上限額（㉔ 3,110千円）を比較して少ない方の額とされている。なお、補助交付額は指摘による 414千円返還後の額である。

7 結核健康診断費補助金

(1) 趣 旨

医師会看護専門学校が行った定期結核健康診断に要した費用を補助するもの。

(2) 内 訳

内 容	補助金交付額
	千円
結核健康診断のために必要な委託料	51
合 計	51

(注) 補助金の額は、対象経費から寄付金その他の収入額を控除して得た額（㉔ 100千円）と補助基準額（㉔76千円）を比較して少ない方の額に、3分の2を乗じて得た額とされている。

8 第55回十四大都市医師会連絡協議会開催費補助金

(1) 趣 旨

医師会が行う第55回十四大都市医師会連絡協議会の開催に要する費用を補助するもの。

(2) 内 訳

内 容	補助金交付額
	千円
会場費、印刷費、講師料・旅費等、事務費、会議費	3,000
合 計	3,000

(注) 補助金の額は、対象経費（㉔ 8,319千円）と補助基準額（㉔ 3,000千円）を比較して少ない方の額とされている。

第3 監査結果の概要

医師会について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、本市からの補助金に係る出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているかなどについて、主として平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

第4 指 摘 事 項

障害者総合支援主治医紹介制度等事業補助金について

本市は、名古屋市障害者総合支援主治医紹介制度等事業補助金交付要綱に基づき名古屋市障害者総合支援主治医紹介制度等事業補助金（以下「事業補助金」という。）を交付している。これは、障害支援区分認定審査会における審査判定資料となる医師意見書を的確に作成するための医師意見書記入講習会（以下「講習会」という。）の開催に要した経費が補助対象とされている。

事業補助金について確認したところ、補助対象となった会場費の一部に、講習会以外の用途（総会等）の時間帯に係る会場費が含まれていたが、案分等の調整はされておらず、会場費すべてが補助対象経費とされていた。

医師会にあっては、本市と協議の上、事業補助金のうち補助対象として認められない部分については、当該補助金を返還されたい。

なお、本件については、当該補助金が医師会から本市に返還され、必要な措置が講じられた。

(健康福祉局関係分)

第1 監査結果の概要

医師会に対する監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、健康福祉局所管の財務に関する事務のうち、医師会に対する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。
また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

第2 指 摘 事 項

1 障害者総合支援主治医紹介制度等事業補助金について

本市は、名古屋市障害者総合支援主治医紹介制度等事業補助金交付要綱に基づき事業補助金を交付している。これは、障害支援区分認定審査会における審査判定資料となる医師意見書を的確に作成するための講習会の開催に要した経費が補助対象とされている。

事業補助金について確認したところ、補助対象となった会場費の一部に、講習会以外の用途（総会等）の時間帯に係る会場費が含まれていたが、案分等の調整はされておらず、会場費すべてが補助対象経費とされていた。

健康福祉局にあっては、事業補助金のうち補助対象として認められない部分については、当該補助金の返還を求められたい。

また、補助対象事業と補助対象外事業が連続する場合の案分方法や明確に補助対象外とする経費について要綱で定めるなど、今後に向けて補助金の適切な取扱いが確保できるよう改善されたい。
(障害者支援課)

なお、本件については、当該補助金が医師会から本市に返還された。

2 看護師等養成施設運営費補助金について

本市は、名古屋市医師会看護専門学校の運営に要する経費に対して、名古屋市

看護師等養成施設運営費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき名古屋市看護師等養成施設運営費補助金（以下「運営費補助金」という。）を交付しており、運営費補助金の補助事業完了後、事業実績報告書に収支決算書及び精算書を添えて、すみやかに市長に提出しなければならないとされている。

収支決算書及び精算書を確認したところ、収支決算書に基づき精算書を記載すると運営費補助金の返還が必要な状況であった。健康福祉局によれば、交付要綱に基づき医師会から提出された収支決算書のみでは運営状況を正確に把握することが難しく、改めて提出された正味財産増減計算書を基に、資産増減も含めた数字にて精算書を記載すれば、運営費補助金の返還は必要がないとのことであった。

このような状況では、精算書の確認が十分に行われているとは言い難いため、健康福祉局にあつては、必要な書類に基づいた適正な精算事務が行われるよう交付要綱を改正し、精算書の確認を適正に行うよう改善されたい。（保健医療課）

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 6月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸栄本店・栄ビル

名古屋市中区栄三丁目 301番 1 ほか47筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
58,022平方メートル	24,903平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
丸栄スカイパーキング	74 台	—	74 台	—
スカイル B 3駐車場	52 台	変更なし	52 台	変更なし
栄町ビル B 2駐車場	23 台	変更なし	23 台	変更なし
プリンセスパーキング	58 台	—	116 台	—
アイチパーキング	58 台	—	60 台	—
セントラルパーク	17 台	—	600 台	—
大日パーク	10 台	—	56 台	—
アートパーク東海	7 台	—	552 台	—
ランドパーク	3 台	—	67 台	—

栄ブラビーパーキング	7 台	変更なし	232 台	変更なし
エムテックヒマラヤパーキング	7 台	変更なし	84 台	変更なし
ナディアパーク駐車場	2 台	変更なし	440 台	変更なし
名鉄協商パーキングすいほう園	2 台	変更なし	125 台	129 台
明治安田生命名古屋ビル駐車場	5 台	変更なし	50 台	41 台
栄スカイパーキング第 1	4 台	変更なし	32 台	変更なし
栄町スズキパーキング	1 台	—	36 台	—
茶ばしら	186 台	—	30 台	—
伊勢町パーキング		—	30 台	—
エンゼルパーク駐車場		30 台	870 台	845 台
矢場公園駐車場		5 台	141 台	変更なし
日建錦パーキング		—	175 台	—
ヤマサンパーキング		7 台	370 台	270 台
エムテックシティポイントパーキング		1 台	28 台	変更なし
栄フジパーキング		—	68 台	—
アミーパーキング		—	58 台	—
若宮パーク		—	505 台	—
明星パーキング		—	58 台	—
久屋駐車場		112 台	540 台	510 台
タワーパーク錦		1 台	91 台	変更なし
イトマス駐車場		1 台	446 台	440 台
栄スカイパーキング第 2		2 台	32 台	変更なし
計	516 台	261 台	6,041 台	3,390 台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積	
	変更前	変更後
丸栄本店地上 1階荷さばき施設	609m ²	—
栄ビル地下 2階荷さばき施設①	918m ²	変更なし

栄ビル地下 2階荷さばき施設②	23m ²	変更なし
栄ビル地上 1階荷さばき施設	118m ²	123m ²
栄町ビル地下 2階荷さばき施設	329m ²	—
計	1,997m ²	1,064m ²

荷さばき施設の位置については、縦覧によります。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量	
	変更前	変更後
丸栄本店地上 1階廃棄物等保管施設	81m ³	—
丸栄本店地上 2階廃棄物等保管施設	78m ³	—
栄ビル地下 3階廃棄物等保管施設	157m ³	変更なし
栄ビル地下 2階廃棄物等保管施設	14m ³	変更なし
栄ビル地上 1階廃棄物等保管施設①	3m ³	6m ³
栄ビル地上 1階廃棄物等保管施設②	2m ³	4.5m ³
栄町ビル地下 2階廃棄物等保管施設	51m ³	—
計	386m ³	181.5m ³

廃棄物等保管施設の位置については、縦覧によります。

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
(株)丸栄	午前10時00分 (丸栄本店地上 1階から地上 3階は年間 3日は午前 9 時00分、丸栄本店地下 2階から地下 1階及び地上 4階から地上 8階は年間 1日は午前 9時00分、丸栄本店地下 2階から地下 1階は年間 1日は午前 9時30分)	—	午後 7時30分 (丸栄本店地下 2階から地上 3階及び 6 階、 7階は午後 8時00分、年間 118日は午後 8時00分、年間 2日は午後 9時00分、年間30日は丸栄本店地上 1 階から地上 3 階は午後 9時00分)	—

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
丸栄スカイパーキング	午前 9時50分から 午後 8時30分まで	—
プリンセスパーキング	午前 8時00分から 午前 2時00分まで	—
アイチパーキング	午前 8時00分から 午前 1時00分まで	—
セントラルパーク	午前 7時00分から 午後11時00分まで	—
大日パーク	午前 7時00分から 午前 1時00分まで	—
アートパーク東海	午前 7時00分から 午後12時00分まで	—
ランドパーク	午前 0時00分から 午後12時00分まで	—
栄町スズキパーキング	午前 0時00分から 午後12時00分まで	—
茶ばしら	午前 9時00分から 午前 1時00分まで	—
伊勢町パーキング	午前 9時00分から 午後 9時00分まで	—
日建錦パーキング	午前 0時00分から 午後12時00分まで	—
栄フジパーキング	午前 8時00分から 午前 1時00分まで	—
アミーパーキング	午前 0時00分から 午後12時00分まで	—
若宮パーク	午前 0時00分から 午後12時00分まで	—
明星パーキング	午前 7時00分から 午後12時00分まで	—

(7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
丸栄スカイパーキング	1箇所	—
プリンセスパーキング	1箇所	—
アイチパーキング	1箇所	—
セントラルパーク	4箇所	—
大日パーク	2箇所	—

アートパーク東海	2箇所	—
ランドパーク	1箇所	—
栄町スズキパーキング	1箇所	—
茶ばしら	1箇所	—
伊勢町パーキング	1箇所	—
日建錦パーキング	1箇所	—
栄フジパーキング	1箇所	—
アミーパーキング	1箇所	—
若宮パーク	4箇所	—
明星パーキング	1箇所	—
その他の駐車場	35箇所	変更なし
計	58箇所	35箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯	
	変更前	変更後
丸栄本店地上 1階荷さばき施設	午前 6時30分から 午後12時00分まで	—
栄ビル地下 2階荷さばき施設①	午前 8時00分から 午後10時00分まで	変更なし
栄ビル地下 2階荷さばき施設②	午前 8時00分から 午後10時00分まで	変更なし
栄ビル地上 1階荷さばき施設	午前 8時00分から 午後10時00分まで	変更なし
栄町ビル地下 2階荷さばき施設	午前 8時00分から 午後10時00分まで	—

3 変更の日

平成30年 7月 1日

4 変更しようとする理由

丸栄本店の閉店のため

5 届出の日

平成30年 6月 1日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 6月18日から同年10月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年10月18日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 6月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンシャインサカエ

名古屋市中区錦三丁目2403番 ほか 4筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
サンシャイン栄	サンシャインサカエ

(2) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中区錦三丁目2403番地 外 4筆	名古屋市中区錦三丁目2403番 ほか 4筆

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに

代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更 年月 日
	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	
1	(株)ダブリュ ーダブリュ ー	代表取締役 田中 睦之	東京都渋谷 区神宮前四 丁目28番25 号	—	—	—	平成 29年 5月 17日
2	(株)クレッジ	代表取締役 今西 能一	東京都渋谷 区円山町10 番18号	—	—	—	平成 23年 10月 26日

3	(有)ビーエー アール	代表取締役 佐久間 正 一	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目36番 2号	—	—	—	平成 28年 3月 31日
4	(株)アクレ	代表取締役 本郷 美穂	東京都世田 谷区北沢一 丁目24番21 号	—	—	—	平成 22年 3月 16日
5	(株)ワールド コンクエス ト	代表取締役 照井 憲宇	東京都渋谷 区神南一丁 目 9番 2号	—	—	—	平成 24年 5月 23日
6	(株)WAVE i n t e r n a t i o n a l g o a カンパ ニー	代表取締役 佐伯 嘉信	東京都渋谷 区神宮前二 丁目27番14 号	—	—	—	平成 26年 8月 31日
7	(株)ジェット ・フィール ド	代表取締役 宮村 瑞紀	東京都渋谷 区神南一丁 目17番 9号	—	—	—	平成 22年 7月 1日
8	(株)エクス ラス	代表取締役 大橋 孝夫	東京都渋谷 区神宮前六 丁目29番 3 号	—	—	—	平成 25年 5月 7日
9	(株)せーのデ ザイン	代表取締役 石川 涼	東京都渋谷 区神宮前二 丁目 7番 7 号	—	—	—	平成 25年 6月 20日
10	(株)ケイシン インターナ ショナル	代表取締役 木村 信一 郎	東京都千代 田区東神田 一丁目 3番 3号	—	—	—	平成 22年 5月 9日
11	(株)アウトバ ーン	代表取締役 吉野 浩	東京都荒川 区東日暮里 五丁目32番 10号	—	—	—	平成 21年 4月 19日
12	—	—	—	(株)LAVA i n t e r n a t i o n a l	代表取締役 鷺見 貴彦	東京都港区 北青山一丁 目 2番 3号	平成 29年 12月 3日
13	—	—	—	井上商事(株)	代表取締役 井上 敬策	大阪府池田 市旭丘 2丁 目12番16号	平成 29年 1月 21日
14	—	—	—	(株)京楽	代表取締役 河方 洋	名古屋市天 白区中砂町 420番地	平成 24年 12月 9日

15	—	—	—	(株)AKS	代表取締役 吉成 夏子	東京都千代 田区外神田 六丁目 1番 8号	平成 24年 12月 9日
----	---	---	---	--------	----------------	--------------------------------	------------------------

3 変更の日

- (1) 店舗の名称及び店舗の所在地については、平成30年 6月 4日
- (2) 小売業者については、2(3)で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の名称については、周知している名称と合わせるため
- (2) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (3) No. 1からNo.11までの小売業者については、退店のため
- (4) No.12からNo.15までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

平成30年 6月 4日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 6月21日から同年10月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年10月22日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 6月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンシャインサカエ

名古屋市中区錦三丁目2403番 ほか 4筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
建物内地下駐車場	55台	変更なし	55台	変更なし
ヒガシパーキング	25台	—	124台	—
タワーパーク錦	5台	—	91台	—
計	85台	55台	270台	55台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
建物内地下 2階駐輪場	307台	213台
計	307台	213台

駐輪場の位置については、縦覧によります。

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
(株)金澤文苑堂	午前 9時00分	変更なし	午前 4時00分	午後12時00分

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
ヒガシパーキング	午前 7時00分から 午前 2時00分まで	—
タワーパーク錦	午前 0時00分から 午後12時00分まで	—

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
建物内地下駐車場	1箇所	変更なし
ヒガシパーキング	1箇所	—
タワーパーク錦	1箇所	—
計	3箇所	1箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

(1) 2(1)、(2)、(4) 及び(5) については、平成31年 2月 5日

(2) 2(3)については、平成30年 6月 5日

4 変更しようとする理由

(1) 2(1)、(2)、(4) 及び(5) については、利用実績に見合った駐車場及び駐輪場運営とするため

(2) 2(3)については、営業時間変更のため

5 届出の日

平成30年 6月 4日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 6月21日から同年10月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年10月22日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課